

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 8 年 9 月 7 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 8 年 9 月 7 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 8 年 9 月 1 5 日	午前 1 0 時 3 4 分

第 2 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 8 年 9 月 8 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 8 年 9 月 8 日	午後 4 時 3 4 分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	池 田 健 一 郎	出 席
7	小 井 土 哲 雄	欠 席	1 4	古 越 弘	出 席

会 議 録 署 名 議 員	4 番 徳 吉 正 博
	5 番 奥 田 敏 治

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	木 内 一 徳
局 長 補 佐 兼 係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	渡 辺 晴 雄
教 育 長	櫻 井 雄 一	会 計 管 理 者	内 堀 淳 志
総 務 課 長	尾 台 清 注	教 育 次 長	内 堀 岳 夫
企 画 財 政 課 長	荻 原 春 樹	保 健 福 祉 課 長	古 畑 洋 子
町 民 課 長	荻 原 浩	建 設 水 道 課 長	大 井 政 彦
産 業 経 済 課 長	平 林 正 枝	税 務 課 長	相 澤 昇
消 防 課 長	大 井 睦 雄		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 3 回定例会会議録

平成 28 年 9 月 8 日 (木)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (古越 弘君) これより、本会議を再開します。

早速ですが、本日大変蒸し暑くなっておりますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は、13名であります。小井戸哲雄議員は所用のため欠席する旨の届け出がありました。

理事者側では全員の出席です。

直ちに、本日の会議を開きます。

―― 日程第 1 一般質問 ―――

○議長 (古越 弘君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
87	1	井 田 理 恵	町制 60 年・“みよたらしさ”の再構築と 進化に向け隙間無い事業展開を
			これまでの決算審査を受け、課題の改善 状況は
102	2	池 田 る み	防災対策強化で災害に強いまちづくりを
			食品ロス削減に向けて推進を
121	3	野 元 三 夫	子育てしやすい町とは
140	5	市 村 千恵子	安心・安全な町づくりのさらなる推進を
			公共施設の総合管理計画の考えは
154	6	五 味 高 明	地方創生事業について

		メルシャン跡地への企業誘致について
		職員健康診断について

通告1番、井田理恵議員の質問を許可します。

井田理恵議員。

(2番 井田理恵君 登壇)

○2番(井田理恵君) おはようございます。通告1番、議席番号2番、井田理恵です。

質問に先立ち、このたびの台風10号により、東北、北海道地方の方々が甚大な被害をお受けになり、お亡くなりになられた方が多数に及びおられたことを衷心より哀悼の意を捧げます。また、被災されている方々にお見舞い申し上げます。加えて、現在も不明の方々の安否を案じる次第です。これまでの経験上、地理的、地形的にも想定されなかった地域への自然災害のこうした脅威は、決して他人事ではなく、私たちの防災意識に対し、多くの教示となっています。

一方、リオデジャネイロオリンピックでは、選手たちの活躍、特には日本人選手の功績は感動と生きる力を与えてくれるものでした。メダル獲得選手で当町に祖父母がおられるルーツ御代田という箱山さん、ありがたいことであり、町民としては誇りに思う次第です。当町にお呼びし、子どもたちとお話しする機会などを設けられたらと願うところでもあります。

質問に入ります。今回、私は2件の通告をしました。1件目「町制60年・“みよたらしさ”の再構築と進化に向け隙間無い事業展開を」。本年9月30日をもって、町政60年を迎えます。多くの先人の勤労と努力の上に発展した今があります。一方、地方分権から地方創生へ、将来に向け全自治体が一斉に魅力あるまちづくりに懸命です。懸案を抱える執行中の事業と未着手ですが将来期待される有効資産事業への取り組み、そのバランスと優先順位はということで、通告をいたしました。

具体的にはクラインガルテン事業、現在交渉中のメルシャン跡地事業などの作業状況と、未着手であるが利活用が期待される長年懸案となっている苗畑跡地利用、その検討が再開され、委員会が起ち上げられた道の駅事業などについての具体的実働は、をお聞きしたいと思います。なお、行政の仕事の本筋は縦割りでありますが、住民目線からは行政は1つであり、特にハード事業は関心と心配、その他もろもろにあります。そこを理解いただき、名称に差し支えあるものは控えていただき、現

段階での回答をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君君） それでは、お答えをさせていただきます。懸案を抱える執行中の事業と、未着手だが将来期待される有効資産事業への取り組みというようなことでございます。

具体的な事業名、4点ほど上がったところでございます。その前に、現在の町の状況でございますが、各課では役場庁舎の整備事業、あるいは東原児童館の建設、都市再生整備計画事業として行っております道路改良事業など、ハード事業のほか、子育て支援、学校教育、あるいは介護保険、国民健康保険の業務ですとか、農業、観光、商工関係業務などの事業を実施しているところでございます。その中で、各担当においては、事業の大小に関わらず、抱えておりますさまざまな懸案事項の問題を解決する中で、事業実施に向け、日々、奮闘しているところでございます。

先ほど、井田議員がおっしゃられましたメルシャン跡地、あるいは苗畑跡地というようなことでお話ございました。将来期待される有効資産事業というようなことの中で、この事業のほかに、現在、やまゆり工業団地の関係について事業を進めている件がございます。こちら、土地開発公社で所有しております未成土地と合わせて、未買収土地を購入しまして、新たな工業団地の用地の方を計画している状況であります。

それと合わせまして、当時、シメオ精密に売却をしましたが、現在、他事業所への売却の希望があるということの中で、シチズンファインデバイスの担当者とともに、長野県の協力をいただく中で、有効活用に向け、取り組みをしているところでございます。

まず初めに、メルシャン美術館の跡地の件でございます。こちらは昨年から有効活用していくことを前提に、売却希望を表明されましたアマナさんと現在、一步踏み込んだ協議というようなことで、協議を始めているところでございます。具体的なフェスティバルの内容ですとか、それに関する事業費といったこと。あるいは、その財源というようなことについて、今後更に深く協議を進めていきたいというところでございます。

それと、苗畑の跡地の件でございますが、こちらにつきましては、現在、公園の

管理条例というようなことで、公園の設置条例が制定されておりまして、現在、これに関わる今後の町の方針といたしますか、そういうことについても現在さまざまなところからお話をいただいたりというようなことで、現在、庁内で協議をしているところでございます。

私の方からは、この2点について、お話をさせていただきました。いずれにしても、この両跡地の関係につきましては、庁内で十分な検討を重ねてまいりたいということで考えております。議会の皆様にもその都度、報告をしていきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古越 弘君） 平林産業経済課長。

（産業経済課長 平林正枝君 登壇）

○産業経済課長（平林正枝君） 私の方からは、懸案を抱える執行中の事業として、クラインガルテン事業、それから昨年の12月から検討を開始しました道の駅、それから農産物直売所の検討につきまして、回答させていただきます。

まず、クラインガルテン事業についてですが、建設過程において、事業計画の進め方や町の業務体制にさまざまな課題がございましたが、総事業費約2億7,500万円をかけまして、平成27年度にクラインガルテン移設が完成いたしました。現在、完成したこの施設を最大限活用するべく、地域住民の皆様とクラインガルテン利用者の皆様との交流事業を着々と進めているところでございます。

本年8月末現在の施設の利用状況ですけれども、ラウベにつきましては全8区画中6区画の契約となっております。この6区画のうち2区画、お二方につきましては、常時ご滞在のご利用としていただいているところでございます。また、その他の利用者につきましても、毎月5日から10日前後のペースでご滞在いただいているところでございます。

また、交流施設につきましては、本年度4月以降、8月末までにイベント等が12回、延べ385人の方に交流事業にご参加いただいているところでございます。また、7月にはクラインガルテン運営協議会主催の交流事業といたしまして、大星の杜交流会を開催し、農村女性ネットワーク御代田の皆さんにご協力をいただきまして、地元産食材を活用しましたレタスビビンバを調理し、クラインガルテン利用者や面替区で農村交流活動をしていらっしゃる団体など、総勢33名の方にご参加いただきまして、地元団体と相互連携事業というものを実施したところでございます。

クラインガルテン事業はまだ課題等、懸案事項がございますが、まさに今、始まったばかりであり、これから大きく発展する可能性を秘めている事業でございます。

当面の課題といたしましては、まずはラウベの全棟契約、それから交流事業の一層の促進。この2つを目標に掲げるとともに、1人でも多くの町民の皆様クラインガルテンで実施している事業を知っていただき、多くの皆様に交流施設を利用していただけるよう、引き続き、さまざまな事業を展開してまいりたいと考えております。

続きまして、道の駅につきましてお答えいたします。初めに、道の駅の施設機能についてご説明させていただきますが、道の駅とは道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、活力ある地域づくりを行うための地域の連携機能、この3つの機能を併せ持つ休憩施設という定義になります。具体的には24時間利用できる駐車場とトイレ、道路、観光、緊急医療情報等を提供する機能、文化、観光の地域振興施設を有する機能、これが道の駅ということになります。

先の6月議会の一般質問の中でも答弁させていただきましたが、この道の駅の検討につきましては、平成21年6月に、国土交通省やJA佐久浅間農協と協議を始めた経過がございますが、町で実施する大型プロジェクトの事業について優先順位をつけた結果、道の駅の検討が先送りとなり、現在に至っている状況ということでございます。

本年3月に策定しました第5次長期振興計画の中の「競争力ある農業の振興の施策」の中にも、農産物直売所、道の駅、農産物加工施設等、検討するということが明記されていることから、昨年12月に起ち上げました農産物直売所検討委員会を本年度は7月に第1回目を開催させていただきました。これから2カ月ごと、隔月に開催する予定でございます。道の駅を含めました農産物直売所のあり方について、今後も議論を深めていきたいと考えております。

一方、近隣市町村の動向といたしましては、本年6月に軽井沢町に軽井沢発地市庭という農産物直売所が開業しております。また、来年平成29年7月には、佐久市の中部横断自動車道佐久南インターチェンジに道の駅が開業する予定です。この佐久南インターの道の駅につきましては、地域活性化の拠点となる先駆的な取り組みということで、国土交通省から重点道の駅という道の駅に指定されるとともに、

災害拠点機能を併せ持つ施設となり、また直売所の建物につきましては、御代田町を含めた佐久広域から広く生産者を募集する計画で、現在開業準備を進めていると伺っているところでございます。

今後、御代田町における道の駅や農産物直売所のあり方を検討する際には、こういった近隣市町村の動向に注視していく必要があると認識しております。検討にはスピード感も必要ではございますが、行政主導の箱物ありきで物事を進める手法は成功をもたらしません。御代田町の農業振興の目指す姿や施設の建設目的をこの検討委員会において徹底的に議論した上で、今年度と来年度の2年間をかけまして、建設予定地も含めました道の駅農産物直売所の建設の方向性について議論を深めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 冒頭にも述べました、皆さんご承知のように、本年は町政60年でございます。50年が折り返し地点かと思えますけれども、それも過ぎました。新しい町として、そろそろ折り返し地点という意味で、一つひとつの事業については、例えば児童館や小学校、そういったことにつきましては、生活のインフラでございますので、その是非を問うというような声はあまりないと思います。ですので、今、今回はあえてその事案については触れません。

そして、今、やまゆり工業団地等の未買収地、これからの検討ということで、これにつきましてもお話、内容的に私も今、上げませんでしたけれども、もちろん含んでおります。そういったことについて、一つひとつのことについては進化の議論をする時間がありませんし、概略的なことをもう一度、確認したいと思い、質問いたしました。

その中で、今、お話がありましたクラインガルテンの事業では、まさに執行中の事業であり、課題を抱えている事業ということで出しました。で、お答えをいただきました。地元地区町民のサポートを得て、ガルテナーの方々とともにそば打ちのさまざまな交流事業をされ、またはそのほかのいろいろな交流事業をされていることは承知しております。SNS発信をされたり、職員の方の地道な作業を担当課としてもバックアップ中であるということは注視しております。そうした努力はいまだ2軒の空き家状況を、必ずや、よい結果につながると私も信じております。私も

微力ながら一議員として、東京事務所関係者、与党代議士事務所関係者の方々に、引き続き町の宣伝とお願いをしてまいります。

さて、そこで並走して、企業誘致、箱物建設の是非、その選択と判断力が、今も回答をいただきましたが、ますます試される局面が出てまいります。町民の方々からも、「こういう話を聞いているが、どうして町は取り組まないのか」などと具体的事業の判断材料になる有益情報をわざわざいただいたりします。課題を残す事業に引っ張られ、可能性ある事業への時期を逸しない必要もあるかと思えます。

先ごろ、国の機関、省庁関係に出向き、各担当参事官から、これから決定されまます補正予算について聞き取りをしてまいりました。地方創生推進交付金事業、事業費ベース2,000億円、予算額1,000億円は、地方版総合戦力に基づく自治体の自主的、主体的で先進的事業を支援する事業年度も3年から5年と中長期的でできるという新規の事業も上がっております。魅力的です。もちろん、例えば空き家の改修など、既存事業のあい路打開への取り組みなどもKPIとPDCAサイクルを組み込んだ事業案との可能性もありということです。

また、追加決定の第2次補正予算の中でのもう1つ、900億円事業、事業費ベース1,800億円の地方創生拠点整備交付金などは、未来への投資に向けて地方の事情を尊重しながら、施設整備などの取り組み推進への交付金となります。主にこれはハード事業ですが、想定メニューでフィットするものもあるかと考えます。地方創生、応援税制、企業版ふるさと納税も8月に第1次交付金決定された自治体が出ております。これは現在、ほぼ決定率100%だと確認いたしました。また、申請検討段階から、初歩的レベルでも相談とサポート体制でいるとのことでありまます。地方再生から引き継がれた地方創生の多岐にわたるメニューを主体的に取り組み、お話してきました当町の事業に合致可能なものは何か探る作業はいかがでしょうか。まだまだ間に合います。

2年前、ふるさと納税への積極性を質問した際、返礼は本来の趣旨ではないとの答弁がありました。正論と受け取りました。ただ、残念ながら流れは違っており、その後、方向修正で、今期待以上、補正追加を出せる額にまでなりました。現状維持との時点での判断は間違いとは思いませんし、後に対応いただきました。ただ、その間、もったいないと感じる場面でもありました。その辺につきまして、お答えいただければと思います。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをさせていただきます。井田議員、東京の方に行かれて、さまざまな勉強をしていらっしゃるということで、私もいろいろ、実はお話を聞かせていただいております。今回の国の補正、あるいは来年度の当初予算、活用できる交付金がないか、現在実施している事業で交付金を充当できる事業がないか、そういったことについても企画財政課の方で検討をしているところでございます。

また、現在、先ほど申し上げましたメルシャン跡地の活用ということで、アマナさんと協議を進めているところでございますが、そうした国の交付金活用できるものがないかということで、町の職員の方でもいろいろ調査の方をしておりますが、またアマナさんの方でもそういう交付金の活用を考えている担当職員が現在おまして、ともに協議を進めていくということで進んでおります。やはり、こういう交付金についてはアンテナを高くして、どういった事業が充当できるのか、どういった事業を取り入れられるのかということをしつかりと見極めなければいけないというふうに考えているところでございます。

それともう1点、ふるさと納税から企業版のふるさと納税というところでお話がありましたが、こちらにつきまして、いまだ町の方、ちょっと対応が遅れているところもございます。こちらの方も研究をして、町でできることはあるのか、取り入れられる条件があるのか、そういうところを判断していきたいというふうに思っております。今後ともいろいろな情報がございましたら、町の方にもつなげていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 私が先走り、不快な思いをさせてしまっていたら申し訳ございません。ただ、地方創生の決定予定情報をこうした先駆けていただく機会に恵まれ、質問した際、これも以前にでございますが、正式に来ていないので対応不可のお答えをいただきました。確かにそのとおりと納得しましたが、東御市など近隣の他の自治体では早い情報を有効利用して、早い対応で有利な補助金、交付金を獲得しております。

当町の慎重、堅実な姿勢はすばらしいです。ただ、少ない職員体制で頑張って並行しての作業ということですので、情報は早めに求め、利用していただき、検討時

間に余裕を持って臨んでいただければと願っています。差し出がましいようなことも申し上げましたけれども、わかることはどんどん私たちが協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、旧草地試験場取得への取り組みは、との質問を私が出しましたけれども、ここで訂正とお詫びをいたします。現在、当町塩野に史跡がある国立研究法人農業・食品産業技術総合研究開発機構畜産研究部門山地放牧研究拠点旧草地試験場と言います、今。については、確認により、当面の間、売却予定はないとの方針がわかりました。これも一番近いところから確認をいたしました。該当地にあたり、払い下げや民間事業者による取得の動きなどがあると、町内外の複数の心配と懸念を受け、実際には後についてはあるそうでありませけれども、国有地についての確かな裏付けを取れないまま先走りしましたこと、申し訳ございませんでした。それでも、今の段階でのお答えをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それではお答えをさせていただきます。旧草地試験場の取得などの見解ということでございますが、実際に取得、あるいは借り入れというようなところで考えている事業所等があるという状況はあるようです。ただ、町として、この旧草地試験場の土地を取得をするといったようなことについては、現在考えていない状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 現状の段階では、まっとうなお答えかと考えます。ただ、国有地とはいえ、水源を近くに有する標高1,000メートル以上、総面積70ヘクタールの優良な地を中国などの外国資本の手に買われることなどのないようにとの思いは、町の価値のためにも大事にしていきたいところです。ちなみに、北海道ニセコ町などは、残念なその例でございます。

この研究機関についてのすばらしい価値についてと町との関わりへの進化は、調査から今後、別の視点で提案質問に上げていきたいと思っております。ゆえに、勝手ながら、これまでといたします。

それでは2件目に入ります。「これまでの決算審査を受け、課題の改善状況は」。毎年、決算が確定されるにあたり、審査が行われ報告書が提出されています。中に

代表監査委員より所見が示されています。財政・会計にとどまらず、行政運営・法務・町政全般に重要な示唆となると捉えられています。これらの課題の対応について伺います。

昨年、代表監査委員から、平成18年からの監査所見のまとめが議員に配布されました。回想録の形でしたが、すぐに拝読いたしました。直近の27年度の所見までと合わせ、含蓄ある多くの言葉には、そこから何を学び、何ができるのか、自分自身にも、私自身にも間接的に向けられたと考えています。

1につきます。監査委員から出された所見に対する改善状況は、ということで、細かな一つひとつの過去の課題についてということではなく、速やかに改善を試みた象徴的な事項などありましたら、まず主体的な会計上の改善等、確認としてお示しください。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。まず最初に、監査委員の所見だけを見ていただきますと、指摘事項が各課共通のように思われるかもしれませんが、しかし、監査委員の報告でもありましたけれども、各課ごとに審査を受けますので、各課の該当業務についての課題は、その審査の時点で把握されていますので、それぞれの各課で対応がされています。また、ここ数年、連続してキーワードとなる地縁団体、複式簿記という言葉が散見されてございますけれども、毎年同じことを指摘されているように感じられるかもしれませんが、それぞれ指摘内容が異なるとともに、指摘されている担当事業もさまざまでございます。なお、先ほどもお話ししたとおり、指摘事項についてはそれぞれ対応させていただいております。

更に、本年は指摘事項の内容、問題点を具体的に把握した中で、各課、各事業の中で同様のことが起きることがないように、監査事務局には不明な点は問い合わせ、問題点を更に明確にし、お答えいただいたその内容について、組織として共有していくこととしてございます。

今、お話にありましたように、個別の例を少し申し上げさせていただきます。ちょうど総務課でありますところに、地縁団体ということの中の区というキーワードがございます。ここについては、平成25年から何度か出てまいりました。平成25年につきましては、行政事務委託金の振込口座についての指摘をいただきました。

これにつきましては、各区にそれぞれ改善をお願いしております。なお、この年に同様に指定管理の問題、また、翌年の平成26年には実用性のない要綱の見直しと、それぞれ別の課でもこのキーワードに引っかかる言葉が指摘されてございます。また、本年、平成27年度は、統一的な規約と指摘いただいております。

これについては、監査委員も自主的に運営組織されている団体で、町の最大のパートナーであることを十分理解いただいております、委員から各区の運営が公明正大な運営であることが望まれております。このことから、各区の規約を統一的にするよう指導すべきと指摘されてございますけれども、町としては統一的規約等をお示しすることはできませんが、町の区はそれぞれ認可地縁団体としての区ではございません。それぞれの地区がそれぞれの事情の中で自発的に発生し、自発的に組織運営されている団体のため、このような指導はできません。

しかし、監査委員の指摘である各区の運営がより健全に運営されることは大変重要なことと考えております。区長会の中でも、モデルの規約等を示して、各区で検討することも必要ではないかという意見も出てございます。そのため、これから望ましい区の運営について、区長会に示していきたいと考えてございます。御代田町の区はそれぞれに歴史のある地縁団体ですので、町としては町の最大のパートナーとしてその自主性を重んじながらサポートしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、本年の指摘の中に、今回、小諸市の例が記述されてございます。小諸市は自治基本条例の中に、市民は区に加入しなければならないとはっきりと位置づけられておりまして、当町の区の運営制度とは根本が異なるかなというふうに思っております。また、区民として、内部からの組織に参画する部分については、区民としての総会への出席であるのか、それとも役員としての参画であるのかがはっきりとはわかりませんが、区の運営については職務ではございませんので、職務命令としてはできないということをご理解いただければと思っております。

総務の関係を1点、申し上げさせていただきました。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私からは契約の案件についてご説明をいたします。契約書の内容について、平成18年度、20年度、21年度と、ご指摘をいただいております。訴訟時代と言われる昨今、契約業務でもあらかじめ事故も想定

をしまして、予防対策が基礎的な事項となるといったことから、訴訟等に備えた条文を追加しまして、現実的、予防契約的観念を前提とした案文づくりを進めること、また、署名押印と記載がありまして、記名押印されている規約に際して、法制執務以前の法常識の問題であるとし、これが大きな問題に発展してはいかないのですが、単純なミスを見過ごされているのではないかということ。あるいは、システムリースなど、継続した契約が必要なものについて、単年度審議から、4月1日から3月31日までの契約とされているが、地方自治法第234条の3で規定された長期継続契約を締結すべきであること。こういった指摘をいただきまして、契約書の条文、あるいは記載方法など、改善する箇所について、改めてまいりました。

また、長期継続契約につきましては、こちら、事務機器ですとかソフトウェアの賃貸借、あるいはその保守管理、町有自動車、あるいは施設設備等の維持管理、こういったものについて、長期継続契約ができる規定になっております。この長期契約に該当するものについて、契約を改めていくよう指導をしているところでございます。

企画財政課からは以上です。

○議長（古越 弘君） 内堀会計管理者。

（会計管理者 内堀淳志君 登壇）

○会計管理者（内堀淳志君） それでは、会計部門のことについて、私の方から回答させていただきます。決算審査の意見書の監査委員から示されました所見につきましては、真摯に受け止め、会計課として改善が必要なものについては随時改善し、歳入歳出伝票の作成など、担当課の方に協力を得ないと改善できないものにつきましては、注意喚起、指導等をしているところでございます。

例を挙げますと、昨年度の講評で、支払い証明書についてご指摘を受けました。支払い証明書につきましては、財務規則第70条に規定されておりますが、香典など相手方から領収書をもらうことが困難な特殊な事例がある場合に、担当者本人が支払いを証明するために作成する書類で、領収書に代えて資金の精算処理に使用します。監査委員のご指摘の点は、報償費の支払いに際し、支払い証明書が添付されていたということで疑問を持たれました。ちなみに、報償費というのは講師の謝礼とか講演料になりますけれども、今回の事例につきましては、添付されていた理由は担当者が講演をこちらから依頼した相手方に対して、気を使いすぎて領収書をも

らえないというふうに考え込んで、支払い証明書で精算処理を行ったというものでございます。事実確認とともに、グループウェア、職員全員が見られるシステムの方に、それを利用して、全職員に周知徹底を図っているところでございます。現在では、この支払い証明書は、香典など、領収書をもらうことが困難な特殊な事情の場合以外については、使用させておりません。

昨年度の所見に対するその後の対応につきまして、お答えさせていただきましたが、冒頭でも申し上げましたとおり、所見につきましては真摯に受け止め、適切な会計事務の執行に向け、研鑽に努めてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 各課の課長から回答をいただき、丁寧なご説明をいただきました。

全体的には、ほぼ改善を進めているという認識でよろしいかと思えます。わかりました。ただ、年度を経て、何度も指摘のあった事項についても、平成22年、25年、26年、そして27年と、地域の区制度と委託指定管理制度の関係、そこから地縁団体は認可地縁団体となるべきかなど、コンプライアンスの問題が直すべきことなのかと受け取っていたところでございますが、やはりこれだけ指摘があるということは、何かその中に事情があるのかとも思いましたので、その辺を今、当町の実態に齟齬があるということで、私もそれなりに納得をいたしたところでございます。その辺で、また今後、法律的なことで問題があれば対応していただきたいと思えます。わかりました。

それから、契約について。これから、今後、企業誘致などの必要的な契約などが発生してくる場合、この契約について、そういった企業誘致条例などとも関係してくることなので、ちょっとお伺いしますけれども、3月の質問で、企業誘致に向け操業後少しの年度で採算が取れず、撤退の企業に対し、自治体の条例整備の準備不足により多大な損害を受けた事例から提案をしたことがあります。順次、検討、着手するとのことでした。以前の所見の中にも、契約は精神条項ではなく法律的対応についての条項を入れた案文へと示唆がありました。今の状況をお聞かせください。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。現在、企業誘致ということで、そ

れぞれ事業を進めているところでございます。残念ながら、まだ契約といったところまで進んでいないのが現状でございます。しかしながら、議員おっしゃるとおり、契約に至ったところで操業していただかないと、というような内容を契約書に明記をしていくような契約書の作成をしていきたいというところで考えているところ
です。

こちらについては、法的なところも絡んでくるような状況があらうかと思えます。町内の弁護士等とも相談する中で進めていきたいと考えておりますので、よろしく
お願いします。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 担当者も変わられ、前任の担当者の方も非常に頑張ってください
ました。交渉中、持ち込み企業も今現在ある中、契約に遅れることなく、現実
に即した、ただいまおっしゃられたような整備を速やかにお願いしたいと思
います。よろしいでしょうか。お願いいたします。

最後に、2番目として、法制執務、複式簿記など専門分野に通じる職員の育成は、
と挙げました。伺います。こちらも三度ほどの指摘がありました。指摘という
か、所見の意見がございました。対応状況をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それではお答えさせていただきます。決算審査意見書の第4、
審査の所見の3項目目として、資格人事についての記載がござい
ますが、市町村職員の特性として、勤務場所の移動を伴わない新たな職
への異動が主となります。監査委員の指摘のとおり、即戦力としての
職員は、その資格等を有した者が最善であろうと思
いますけれども、異動したとって、前の職場の経験が役に立たないわけ
では
ございません。中長期的に見れば、いろいろな分野での知識、経験が
非常に有意義に働くこととなります。また、1つの課が丸々素人で
構成されるわけでは
ございません。そして、人事異動をせずに1つの仕事に特化すると、
逆に権力の集中、癒着、緩慢さなどのリスクが増大すること
となりますので、人事異動は必要不可欠なものでござ
います。

その結果、特に事務職においては、専門能力を持つスペシャリストよりも、幅
広い能力を持つゼネラリストの育成に力点を置くこととなります。町
としては、職員

1人1人が高い専門能力と幅広い知識を有する行政のプロとなるべく、職員の職務内容に応じた中で、職員が自ら知識を習得し、能力を研磨し、職務を円滑、効率的に執行できる力を自ら養うことを基礎としまして、町長が、また、更には町長が職務責任に応じた計画的な研修を体系的に推進することを基本としてございます。

また、一般事務職の専門技術としては、業務遂行に必要な担当法令とその関連理論、技術だけではなく、自治体業務全般に共通する基礎技術としての文書事務、経理事務、契約事務、決算システムの習熟があります。これらの技術は、配属先によっては十分な経験を積むことができない場合もございます。それは例えば言うならば、入札や用地買収などを行わない部署があるということでございます。一通りの経験を積むには、いくつかの部署で勤務経験が必要となります。そのため、定期的かつ広範囲な人事異動は、このような基礎技術の習得には有効と考えておりますので、人事異動も専門技術習得の手段の一つになろうかと思っております。特に、入庁間もない職員には、この定期的かつ広範囲な人事異動を行うことは、適応力の高い若年職員が短期間に複数職場を経験することによって、基礎技術を習得するとともに、この幅広い知識、経験を身につける手法として有効であるというふうに考えてございます。

また、今回指摘の部分については、実は課内異動という形ではございましたけれども、課長、係長などの役職以外の職員については、各課の課長の判断によりまして、将来その組織を踏まえた中で、課内異動が行われることとなっておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 職員の方々全員のスキルアップはますます期待するところであり、町民が実務で、いざというとき頼り、抛りどころとなるお仕事であります。公務員としての基礎的知識の向上に努めつつ、特に求められる上記専門分野を得意とする方、希望者などの育成などにも合わせて尽力をいただくことも町民益につながると捉えられますが、いかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） そのような職員を育てるということが、まさに大事な命題であるかなと思っております。役場というところは、書いて字のごとく、住民に役に立つ場所、役場という認識で私しております。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） ますます、これまで以上にモチベーションを上げていただいて、頑張っていたきたいと思います。少し時間がまだありまして、まとめの前に、1つだけ戻らせていただきます。確認をし忘れたことがありました。よろしくお願いいたします。

今の総務課長さんに対しまして、区の制度につきましては実情ということわかりました。その中で、実情に合った方策などで、町の担当者や区に対しての何か関わりというようなフォローアップの案がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） まず、区長会については当然ながら、総務課の方の庶務係の方で担当してございます。あと、区の関わりについては、先ほど申しましたとおり、役員として参画するのか、はたまた通常の区の行事の中に参画するのかどうかという部分についての2種類があらうかと思えますけれども、役員についてはそれぞれ区の役員選出という中で選出いただきますので、安易に職員が入り込んでいくということにはできないかなと思っております。

ただ、町長も常々言っているように、地域の中にはできるだけ入ってくれという話はしております。そういうことで、区の行事、例えば町民運動会とか、そういうものについては積極的に参加をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 役、役職に関わらず、そういった町長のお気持ちもあるということで、以前、防災の各区の担当的なことがいつかできれば、町民の皆さんの安心感につながるというようなことを述べたことがありましたけれども、そういったことで、形ではないですけれども、ここも役場の職員さんということは別に隠すことなく堂々と皆さんの今、お話になられた、お役に立つという役場という点でじわじわと浸透してくるかと思えますので、皆さんがそういったことで、何かこの人にちょっと聞いてみようとか、そういうような形ができれば、一つの信頼感につながると思えますので、形にはこだわりませんが、よろしくお願いいたしますと思えますけれども、まだ何か。よろしいでしょうか。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） それと、区の総会については、恐らくどこの区も多分それぞ

れの世帯主というか、の方が出席するのであって、そこに例えば息子の自分が行ったときに、総会というときにはなかなか出席できないかなと、今の区の中での実態はあろうかと思います。一軒の家で2世帯入っていると、お父さんが区の総会に出ているけれども、息子さんはそのところに行って、発言をして、1票というような形は、現実的には取れていないものですから。中には先進的な区が出てくるかもしれないけれども、そういうところも含めて、これから区長会でもお話をさせていただきたいかなと思っております。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 多くのことを申し上げました。61年前からの町政は、町民皆で関わっていく時代となり、大きなかじ取りは首長である町長ですが、私たちが頼れる水先案内人の実動部隊として信頼されるよう、共同で務めていければと願い、質問を閉じます。終わります。

○議長（古越 弘君） 以上で通告1番、井田理恵議員の通告のすべてを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午前10時54分）

（休憩）

（午前11時07分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告2番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

（1番 池田るみ君 登壇）

○1番（池田るみ君） 通告番号2番、議席番号1番、池田るみです。

台風13号は温帯低気圧に変わりましたが、まだ大雨など心配であります。近年自然災害が多発していることから、まず防災対策強化で災害に強い町づくりについて質問いたします。

東日本大震災より3月11日で5年を迎え、翌月4月14日、16日には熊本県を中心とした熊本地震が発生しました。地震発生から4カ月となる8月14日時点でも、なお、約1,752の方が避難所生活を続けられており、被災された皆様や被災地復興は厳しい状況が続いております。

今年9月1日は防災の日でありましたが、8月30日夜に上陸した台風10号の影

響で記録的な大雨となった北海道と東北では広い範囲で浸水被害が相次ぎ、岩手県では16名の方がお亡くなりになるなど、台風の爪跡が残る中で迎えました。

大きな災害が起こる度に、町民の皆様の安心安全対策に対する関心も高まります。町では、災害に備え、事前の準備がどのように進められているのか4点について伺います。

東日本大震災や栄村の県北部地震において仮設住宅の建設が遅れたという問題から国は都道府県を通じて仮設住宅の建設候補地の選定を市町村に要請し本年5月の時点で長野県内77市町村のうち60市町村が候補地を決めています。選定箇所は各市町村で1カ所から41カ所と幅がありますが、当町では雪窓球場、1カ所を候補地として決めています。

熊本地震で一番被害の大きかった益城町では、7月14日の時点で、1,285戸の仮設住宅が整備され1次募集で820戸の入居者が決まり、2次募集では465戸に698件の応募があり、必要戸数を約1,500戸と見直しました。仮設住宅の最後の完成は9月下旬となる見通しです。仮設住宅の着手に遅れには入居者の希望が多く、土地の選定に苦慮し、用地の確保が難航したためです。

当町では現在、雪窓球場の1カ所が候補地となっていますが、大きな災害が発生すれば1カ所だけでは不足することも考えられます。候補地を増やす必要もあると思われませんが、考えをお伺いします。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えします。当町での応急仮設住宅の建設候補地についてですが、雪窓球場を候補地としております。この応急仮設住宅等建設候補地の選定に当たっては、幾つかの条件があります。

まず、建設候補地は原則として、災害時にガレキ置き場、自衛隊の拠点、ヘリポート等の災害救助用対策用地となる用地と重複しない用地であること、土砂災害警戒区域等以外であることが求められます。

また、敷地条件については、建設候補地は、原則として公有地または無償提供される土地であること、候補地までライフラインが整備されていることが必要となっています。これらの条件を満たす場所として、雪窓球場が応急仮設住宅の建設候補地になっています。

なお、やまゆり公園グラウンド、町営グラウンド、中学校グラウンド、南北小学校グラウンドは町地域防災計画において、災害対策用ヘリポートと位置付けられていることから、候補地には含まれておりません。

そのような各種条件をクリアした場所とすると、現在、雪窓球場ということになります。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 選定地候補地を決めるに当たっては、いろいろな条件があるということで、今、雪窓球場1カ所ということであるのですが、できれば小学校区内に1カ所ずつあれば一番便利というか、コミュニティの関係とか、学校に子どもさんが通うに当たってはいいのではないかと思ひまして、質問をさせていただいたわけですが、またぜひそのようなことも検討の中に入れていただければと思います。

次の質問なのですが、熊本地震では耐震化が不十分な住宅の倒壊が多くあり、国土交通省の調査によると、被害が大きかった熊本県益城町では、耐震基準を厳しくした1981年以降の木造住宅1,042棟のうち、倒壊したのは7.7%だったのに対し、旧基準で建てられた702棟では32.1%の住宅が倒壊しました。そのことから、耐震改修を急ぐ必要があることから、国は耐震化補助の上乗せをする方針を示しております。

当町では現在、木造住宅の耐震診断を無料で行い、耐震診断の結果により、住宅の耐震改修工事を行う場合、補助を出して耐震化を進めております。無料耐震診断や耐震改修工事補助の利用状況など、耐震化は進んでいるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。まず、建築物の耐震性ですが、昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年6月1日に、建築基準法の耐震関係の規定が改正、施行されました。その後、平成7年の阪神淡路大地震において、昭和56年の改正以前に建築されたものの被害が大きかったことがわかっております。そうしたことから、一般的に、昭和56年の建築基準法改正以降の建築物につきましては、一定程度の耐震性を有しているものと判断できるものでございます。

次に、当町におきますところの建築物の耐震化の状況についてですが、平成26年末時点で、町内の住宅総数は7,051戸ございます。そのうち、昭和55年以前に建築された住宅は2,593戸で、全体の36.8%を占めております。そのほとんどが木造ということでございます。昭和56年以降に新耐震基準で建築された住宅と、昭和55年以前に建築された住宅のうち、新耐震基準を満たしていると思われる住宅を合計しますと、4,881戸となりまして、平成26年末時点での町内における住宅の耐震化率というものは69.2%と推計することができます。

当町では耐震化を進め、建築物の安全性向上により、災害に強いまちづくりを推進するため、平成19年度から既存木造住宅の耐震診断補助事業を実施しています。老朽化による建て替え等が進んでいることでもあります。平成19年から平成26年までの7年間で、住宅の耐震化はおよそ2.4%ほど向上しております。また、耐震診断の結果を受けて、住宅を改修する方を対象に、耐震改修にかかる費用の補助事業も併せて行っているところでございます。

耐震診断補助事業は、建築物の安全性向上をより迅速に進めるため、所有者の自己負担なしで実施しているもので、開始から9年間で延べ75軒、受診いただいております。診断結果は点数で示され、倒壊する可能性が高いとされる0.7以下と判定されたものが58軒、倒壊する可能性があるとしてされる0.7以上1未満が8軒という結果となっております。耐震性に心配を持たれている所有者が主に受診していることありまして、倒壊の可能性があると判定された住宅は75軒中66軒となっております。倒壊の可能性が高いと判定された58軒については、耐震改修補助の対象となりますが、これまでの9年間では耐震改修補助の利用実績はございませんでした。

現行の耐震改修補助は、内容でございますが、1軒当たりの補助対象額は120万円までとしてございます。そのうちの2分の1が所有者負担で、残りの2分の1の60万円については、国土交通省が11.5%、長野県が19.25%、御代田町が19.25%補助となり、町の負担は1軒当たり最大で23万円ということになります。耐震改修には多額の費用を要することや、1軒当たりの60万円の補助ではなかなか耐震改修を実施しようという動機づけにはなりにくい状況などが改修工事の進まない要因の1つであるというふうに考えております。

政府においても、今年度に緊急的な住宅の耐震化への取り組みを強めておりまし

て、第2次補正予算案では、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、地方公共団体がハザードマップ等をもとに、緊急耐震重点区域を位置づけ、個別訪問等により、住民意識の啓発や情報提供などの積極的な取り組みを行うことを要件に、1軒当たり30万円の補助の上乗せを平成29年度までの期限つきで実施する予算案を計上したところで、耐震化を重点的な支援策として位置づけています。また、町でも、御代田町木造住宅耐震補強補助事業補助金等に関する要綱を一部改正し、従来の耐震補強工事のほかに、現地建て替え工事についても補助金交付対象に拡大することで耐震化の促進を図ることとしております。

平成25年、昭和55年以前の建築物は、建築から35年以上が経過し、耐用年数からも徐々に建て替えや除却が進んでいる状況や、耐震改修にかかる支援策への需要の状況などを踏まえながら、今後も既存制度の活用呼びかけや、必要に応じた見直し等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 8月23日の信濃毎日新聞によると、全国で、現行制度で標準的な耐震改修の補助金は23%ということで、100万円だったら23万円を国と市町村が折半しているところが多いという中で、今、課長の方からお話がありましたように、御代田町の場合は、国と県と御代田町で補助を出していて、60万円まで出るということで、本当に手厚い補助になっていても、なかなか耐震工事が進んでいないという状況があるということがよくわかりました。

先ほど、課長からもお話があったのですが、国交省が住宅の耐震改修に対する補助金を30万円上乗せする方針を固めて、16年度の第2次補正予算を出しているのですけれども、先ほども何かいろいろな条件があったりするという事の中で、耐震化の啓発活動が熱心な市町村に限るといようなことも、信毎によると、あったのですけれども、上乗せの補助金も活用できるとともに、また本当に耐震化が町でも進むように、啓発活動もしっかりしていただきたいと思うのですが、更なる啓発活動の取り組みなどの考えはあるか、お聞かせください。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。政府では、国の臨時国会に提出する平成28年度第2次補正予算として、住宅の耐震化を促進するため、住宅の耐震化の取り組みに対する重点的な支援と銘打って、耐震改修に対する補助金を現行制度

の補助金に加え、30万円上乗せすることとしております。その背景には、先ほど議員の方からもお話がございましたが、先般の熊本地震において、耐震化が不十分な住宅の多くが倒壊していること、また、政府が全国的な耐震化率の目標としている2020年時点で95%に対して、2013年時点では82%と推計されていて、なかなか耐震化が思うように進んでいないということがあります。

こうした状況から、政府として更に耐震化にかかる支援を推進していくため、今回の補正予算が予定されております。上乗せ補助のためには、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを作成し、地方公共団体がハザードマップ等をもとに緊急耐震重点区域というものを位置づけ、個別訪問等により住民意識の啓発や情報提供などの積極的な取り組みを行うことが要件とされております。

この情報につきましては、8月末、やはり通知が来たばかりでございます。現時点で得られている情報から推測しますと、今回予定されている政府の住宅耐震化にかかる補正予算については、緊急的に耐震化を実施する区域を設定することなどの要件から、地震のハザードマップを作成しているなど、具体的な地震発生が予測されるような地域において重点的に有効活用が期待できる内容であると考えられます。

当町では、地震にかかるハザードマップを作成していませんが、その理由の一つとしましては、長野県内において活断層の分布や地震被害の分布の状況は地域により偏りが大きく、特に当町を含む東信地域においては糸魚川静岡構造線のような大きな活断層が確認されていないことや、大きな被害をもたらすような地震被害が長年記録されていないことなど、地域の特徴があります。当町の現状を踏まえると、上乗せ補助を活用しようとする場合、町内全域の地震発生時の危険度を測ることから考える必要があり、また、活用の期限が29年度中となっていることから、期間的にも取り組みを完結できるか懸念されているところでございます。

以上のことから、現時点では、当町での実施は非常に難しい状態で、非常にハードルが高い事業であるというふうに捉えております。先ほどからも言いますが、地震時のハザードマップの作成、それと住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成、そのプログラムにつきましては、ハザードマップ等をもとに緊急的に実施すべき区域を設定しなければならないことや、各戸の訪問、これは多分、各戸が必ず実施するということを確約していかなければならないのかなというふうに考えら

れるところがございます。耐震改修の実施は必ずしていかなければならない。期限内での工事を実施して、また、改修実績をホームページで公表するというような条件もでございます。

町内では、西軽井沢団地のみが一律、昭和60年以降建築されているような住宅団地だと思いますが、ほかの地域では一様に昭和55年以前の建築物は依然、点在分布されているという状況でございます。糸魚川静岡構造線、フォッサマグナの西側のラインですね、このような線の上での明確な区域というものがないわけでございます。町内の中での区域分けというものを設定するには無理があるのではないかと。また、町内全域にわたり、昭和55年以前の住宅2,593軒、各戸を訪問するにもまた無理があるのではないかとというふうに考えております。

したがって、今後は国、県の動向はもちろんのことですが、近隣自治体の動向も把握しながら、また情報収集し、その状況を見た上で活用については検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） わかりました。では、次の質問に入っていきたいと思います。緊急時や災害時に有効な手段として、改めて公衆電話が注目されています。東日本大震災では、地震が発生した3月11日に電話の発信が急増し、固定電話は最大90%、携帯電話は最大95%の通信規制が実施され、つながりにくくなりました。しかし、回線が災害時優先電話に種別され、震災などが発生した際も通信規制を受けずにつながりやすい公衆電話には行列ができました。また、熊本地震が発生した熊本県では、4月、県内全域で公衆電話の通話料が無料化され、安否確認などに利用されました。

しかし、公衆電話は携帯電話やスマートフォンの普及により、年々減少し、現在は最盛期の5分の1程度の17万1,000回線となっています。そのような中、東日本大震災を契機に、より迅速な対応が可能な特設公衆電話の事前の回線設置が進められるようになりました。特設公衆電話とは、自治体の要望をもとに、あらかじめ避難所となる施設に回線を引いておき、災害時には準備をしている電話機を接続し、通話ができるようになります。また、停電時にも使用ができ、各電話会社が通話料を負担するため、無料で利用できます。

従来は災害発生後に設置されるケースが多かったのですが、事前に設置をすると

ころも増え、本年度末では全国約4万カ所に8万4,000台の設置が見込まれております。当町でも避難所となる施設で家族の安否確認や支援を求める緊急連絡など、被災者の重要な通信手段となる特設公衆電話の事前の回線設置をしておく必要があると考えますが、お考えを伺います。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。ただいまいただいたとおりではないかなと思っております。特設公衆電話の回線設置についてですけれども、これは今お話しのとおり、災害発生時に速やかに通話手段を提供するために、NTT東日本が事前設置を推進しているものでございます。事前にNTT東日本は避難所などの電話機設置場所に近接した場所に電柱等から電話回線工事を無償で行いまして、町が電話機の購入等を行います。災害発生時に使用できることとなった際には、この町の買った電話機を端子に接続することとなります。この特設公衆電話は、ただし、発信専用の災害時優先電話となりまして、お話のとおり、無料通話ができることとなっております。

当町では現在、エコールみよた、御代田中学校、御代田南小学校、御代田北小学校、B&G海洋センター、ハートピアみよたにこの特設公衆回線を設置してございます。また、これら現在設置されている6カ所以外にも、やまゆり体育館についての設置を現在希望してございます。特設公衆電話の利用については、NTT東日本長野支社と特設公衆電話の設置利用に関する覚書を締結しております。その覚書の中で、利用の開始に当たっては、NTT東日本が決定するものとなっておりますけれども、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場所においては、町からNTT東日本へ利用を開始した設置場所等の情報を通知し、町の判断で利用を開始することができます。なお、利用終了については、町とNTT東日本が協議の上、NTT東日本が決定し、町が特設公衆電話を速やかに撤去することとなります。各区の公民館等については、今年度のNTT東日本からの調査において、必要となった場合の事後設置を希望すると回答してございます。

なお、特設公衆電話とは異なりますけれども、各区の公民館には、町と通信手段を確保するため、防災無線電話が設置されております。この防災無線電話は、有事の際は町との連絡のみではありますけれども、通信をすることができます。なお、

やまゆり体育館のような特設公衆電話の設置を希望した箇所については、N T T 東日本で各市町村からの要望を精査した中で、順次、工事を進めていきたいとのことで回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 回線設置が進んでいるということで、また要望も出しているという中で、公民館は特設公衆電話は設置していないけれども、災害があったときには対応できるということで、よくわかりました。ぜひ情報手段、通信手段が本当に大切になってくると思いますので、やまゆり体育館とかも早くに進んでくることを願っております。

次の質問に入りたいと思います。もしも大規模な自然災害に見舞われたとき、直ちに被災者を救護、支援し、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行っていくために、災害時の被災者情報や行政情報を一元化し、迅速に事務処理ができる被災者支援システムの導入が市町村で進んでいます。被災者支援システムとは、家屋被害ではなく、被災者を中心に捉えていて、住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって、被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。また、被災者が何度も申請を行わずに済むなど、被災者の負担軽減もできます。

近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震など、災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まり、被災者支援システムの導入は今年の5月の時点で、全国910の自治体へと広がっています。内閣府は、被災者支援システムの先進事例の一つとして、1995年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受け、被災地の経験と教訓、情報化のノウハウを生かし、兵庫県西宮市が独自に開発したシステムを、現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開、提供されています。当町では、被災者支援システムの導入についてはどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） 被災者支援システムについて、お答えいたします。この被災

者支援システムにつきましては、地震や台風等の災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するものとして、お話のとおり、地方公共団体情報システム機構で汎用のウェブシステムとして無償で公開、提供されているものでございます。お話のとおり、このもとは、兵庫県西宮市において開発されたシステムで、阪神淡路大震災の際、市の日常業務の復旧と合わせて、被災者を支援するシステムとして開発されまして、地方公共団体情報システム機構において汎用システムとしてリニューアルしたものでございます。

これについて、現在、当町では導入はしてございません。本システムの導入に当たっては、防災担当、住民担当、福祉担当など、庁内各部門が横断的に連携して導入を進めることによりまして、その効果を最大限に発揮できるもののようにですが、本システムのインストールにはデモサイトも含めまして、インストールキーの入力が必要でありまして、現在、どのようなシステムであるか確認ができてございません。このシステムに限らず、システムは導入すればよいものではございません。特に、実際に災害が起きなければ使用することのない被災地の対応システムは、訓練やシステム運用の習得をしておくことが万が一に備えるためにも重要であると考えてございます。

なお、このシステムについて、導入状況を調べてみたところ、古い資料とはなりますけれども、この前身、今のシステム機構の前身であります地方自治情報センターが平成20年9月末にこのインストールキーを発行している団体の導入状況が記載されてございました。そのときは214とありました。そのときの直近の全国の自治体数は1,918団体と思われますので、加入率については1割ほどの現実でございます。これを見て、多いと判断できるかは疑問の残るところだと思っております。その後、現在提供しているこの地方公共団体情報システム機構では、被災者支援システムの導入状況は公表されていないということで、ホームページで記載されてございます。

このシステムを開発した西宮市は、ご存じのとおり、その開発当時でも人口40万近くの大都市でありまして、ホストコンピュータを利用し、自前主義を取り、職員が自前で構築し、プログラミングも自前で行われていたようでございます。そこでオープンソースによる開発がされ、汎用性に優れ、自前で構築できるこの被災者支援システムをウェブ版で提供させていただいている。

しかし、悲しいかな、この御代田町のような小さな自治体では、そのような体制は取ることは経費の面から考えてもできませんので、情報システムを現在アウトソーシングしております。経費をかけずにアウトソーシングしているシステムに導入することは容易ではございません。仮に被災者台帳を導入するとしても、今、この段階ですると、先ほどお話のとおり、住民記録との連携が行うことができませんので、この被災者台帳にはすべて職員が手入力することになります。非常に非効率的であろうと思います。これに対して、現行の既存のシステムからの作成では、必要な住民記録をCSV形式で書き出しまして、これをエクセルに利用して作成することができます。また、住家の被害の際に発行する罹災証明書や、それを管理する罹災証明書発行台帳、及び住家以外の被害に発行する被災証明書や被災証明書発行台帳については、平成26年2月の大雪の被害のときに様式を改正しまして、運用を進めてございます。

被災して支援を求めているのは、家や物ではございません。人でありますから、被災して大変な思いをしている住民の皆さんの負担を減らす仕組みをこれからも考えてまいりたいと考えております。現在のところ、そういうことで、被災者支援システムという形では導入はさせていただいてございません。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 今、まだ導入はされていないということで、先ほどの中で、住民基本台帳と連結していないと毎回入れなければいけないということも言われていたのですけれども、だんだんとやはりシステムも改良が進んでおりまして、奈良県の平群町というところは被災者支援システムが住民基本台帳データと連結していて、毎日午後9時に自動更新をする仕組みとなっていたり、2012年にはここは要援護者データも連結したりということで、開始しているところもあるようです。また、どんどんシステム自体が変わって行っていると思いますので、その辺もまた少し情報を得て、勉強をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上で防災の方は質問を終了いたします。

次の質問の「食品ロス削減に向けて推進を」ということで、質問に移らせていただきます。食べられるのに食品が無駄に廃棄されてしまう食品ロスの削減は、循環型社会構築、資源の有効利用、貧困家庭の支援などの観点からも必要であります。国連食糧農業機構によると、世界の食品生産量の約3分の1に当たる年間13億ト

ンが廃棄されていると言われていています。日本では2010年の農林水産省の推計では、食料自給率が4割にとどまる中、食べられるのに捨てられる食品ロスは年間642万トンで、外食産業やスーパーなどから出る事業系と家庭系が半々と言われていています。

4月に新潟市で開かれたG7農相会合では、食品ロス削減について、各国の協力強化が共同宣言の新潟宣言に盛り込まれ、国連では2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させる目標を採択しています。既に先進的な自治体ではさまざまな食品ロス対策が行われてきています。松本市では、宴会の食べ残しを減らすために、乾杯後の30分と終了前10分は自席で食事を楽しむ30・10（さんまるいちまる）運動を進めています。また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名であります。

環境省は2015年1月、全1,742市区町村の教育委員会に、学校給食についてのアンケートを実施し、1,389市区町村から回答がありました。児童生徒1人当たり年間17.2キロの食品廃棄物が発生し、うち7.1キロが食べ残しであることがわかりました。当町の学校給食の食べ残しの量はどのようになっているのか、また、食べ残しの削減対策は行われているのか、お伺いします。

○議長（古越 弘君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それでは、学校給食の食べ残しの量と削減対策について、お答えいたします。最初に、学校給食の食べ残しについてでございますが、給食で配膳している量ですが、小中学校合わせての平均になります。1食当たり平均650グラムとなっており、このうち約13グラムが食べ残しとなっております。このことから、年間210日給食を提供するとすると、1人当たり2.7キログラム、児童数が1,397人おりますので、合計しますと、全体で3,772キログラムでございます。配膳量に対する食べ残しの割合でございますが、全国の小中学校の平均では6.9%ありますのに対して、当町では計算すると2%ですので、少ない状況と判断できます。

次に、削減対策としましては、共同調理場では栄養教諭が教室を訪問し、直接指導をするほか、クラスの実情、クラスによって体格が大きい子、そんなに多く食べないクラスとか、そういったものがございますので、そのクラスの実情に応じた要

望に対応しまして、クラスごとに配缶量を変えて提供するなどしまして、無駄な残菜が出ないように対応してございます。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 当町の給食の食べ残しは非常に少ないということがわかり、また、削減対策も行われているということで、クラスごとに配缶量、量を変えたりしているということで、わかりました。

食品ロス削減のための啓発を、学校給食と合わせて、食育や環境教育などを通して先進的に取り組んでいる松本市に、8月22日、公明党の議員有志で行ってまいりました。松本市では、平成24年より、保育園の年長児を対象に、食べ物をつくってくれた人への感謝や資源の大切さを忘れない心を育み、食べ残しをなくして食品ロスを減らすための参加型の環境教育を行っています。「とにかく楽しく」をキーワードに、食べ残したものはどうなるか、などのクイズをしたり、ごみ箱に入っているごみを実際に分別したり、名古屋市環境局が作成した「おいしく飲んでリサイクル」という踊りを踊ったりしています。そして、環境教育を受けた児童の保護者にアンケート調査を行ったところ、園児の約5割に意識及び行動の変化が見られ、約4割の保護者にも変化が見られました。園児に対する環境教育が保護者にも伝わっていることがわかります。

そして、27年度には、小学校へ環境省のモデル事業として環境教育を行い、合わせて食べ残し量の調査と、保護者に子どもと保護者の意識変化などの調査を行いました。食べ残し量調査は、A校、B校の2校の環境教育実施校と、C校の非実施校で行い、いずれも、実施校ではA校は約34%、B校は約17%の減少となり、非実施校は約11%の増加で、環境教育の効果があることがわかります。また、意識変化は、保育園児の年長のときに環境教育を受けた3年生が最も高くなっていて、以前に受けた環境教育が生きていることもわかります。

この調査の結果から、今年度からは家族に話す割合が最も高く、効果が期待できる市内の全小学校の3年生に環境教育を行い、来年度からは中学校においても実施する予定としています。当町では、保育園や学校における食育、環境教育などで、食品ロス削減の啓発運動は行われているのかどうか、伺います。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

(町民課長 荻原 浩君 登壇)

○町民課長(荻原 浩君) それでは、保育園の食育につきまして、お答えをいたします。

保育園の食育につきましては、国の保育所保育指針の中で、1つ目としてお腹の空
くりズムの持てる子ども、2つ目として食べたいもの、好きなものが増える子ども、
3つ目として一緒に食べたい人がいる子ども、4つ目として食事づくり、準備に関
わる子ども、5つ目として食べたいものを話題にする子ども、という5つの目標が
示されております。

この指針を受けまして、当町の保育園の食育におきましては、楽しく食べること
ができる子どもを目標とし、心地よい雰囲気の中で自ら進んでさまざまな食材を食
べ、味を知り、食べることの喜びを知ってほしいという願いを込めまして、今年度
の重点活動として食に感謝をし、おいしく食べようという取り組みを進めていると
ころでございます。また、可能な限り、地元の食材を使用するようにし、生ごみに
限らず、ごみ全体の排出を極力減らすように毎月の献立を検討しながら、調理の現
場でも十分留意をしているところでございます。

ちなみに、両園合わせた平成27年度の生ごみ排出量は、年間で4,580キロ
グラムとなっております。月平均で約381.7キログラム。園児・職員1人当
たりで、平均しますと1日約49.5グラムということになっております。ちなみ
に、平成25年度、26年度を見ますと、園児・職員数が変わりますので、年々減
っているという状況ではございませんが、平成25年度は48.8グラム、26年
度で50.2グラムというような推移をたどってきております。

今後につきましても、生ごみをはじめ、ごみ全体の排出削減には努めてまいりま
す。また、先ほど議員からもご指摘がございました食品ロスの観点からも、やはり
進めていくということは大事な事かなというふうには感じておりますので、今後、
そういった形でも取り組んでいくべきかなというふうには感じておりますので、よろ
しく願いいたします。

○議長(古越 弘君) 内堀教育次長。

(教育次長 内堀岳夫君 登壇)

○教育次長(内堀岳夫君) それでは、学校における食育と環境教育、食品ロスの関係で
ございますが、学校教育における食育については、各学校で学校教育計画を定めて
おりますので、その中で、児童・生徒が健康な学校生活を送れるように、それから、

日常生活においても健康で安全な食生活が送れるように、給食や特別活動を通じて好ましい食育を担当の教諭が中心となって進めているところでございます。

具体的には、小学校では総合学習の時間に畑で栽培活動を行い、育てる大切さや収穫に対する感謝の気持ちを育む心の食育を進めています。また、家庭科の授業では、各家庭のみそ汁について調べ学習を行いまして、授業の中で彩りや3大栄養素について学び、みそ汁を調理することにより、食に対する興味や理解を深めているところです。中学校におきましては、1年生の家庭科の調理実習で、町内のレタスを使ったレタスビビンバ料理を町の農村女性ネットワーク御代田の方に教えていただいて調理実習をしたり、給食委員会が給食週間などで各クラスを訪問して、食に対するオリエンテーションや給食指導を行っています。

それから、学校と調理場との関わりですが、こちらについても栄養教諭が学校を訪問し、子どもたちの声を聞くとともに、児童生徒の食への興味を引き出し、食に対する正しく健全な知識を身につけてもらうことも食育活動の1つとしています。それから、保育園でもあったとおり、食材については、町の補助を受けまして、町内の野菜、それからみそ、それを購入して地産地消の推進もしてございます。

それから、食品ロスの啓発活動でございますが、こちらについては先ほどの中学校の給食委員会の方の活動としまして、残飯ゼロを目指して呼びかけ、給食週間というものがありますので、そこで呼びかけを行ったり、残飯量の調査を行って、食品ロスがもたらす環境への影響などを、こういった活動を通じて学んでいます。それから、小学校でも同じく完食週間というのがございますので、その中で給食をしっかり食べることができるよう活動を行っていますが、一方では、食べることができない児童については、みんなで分けて食べましょうというふうにするなどして、食品ロスがないように削減に努めているところです。

以上のような食育、それから啓発活動を今後も継続していくことによって、食べ残しの減少に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 今の答弁で、食育の方は保育園とも小学校ともすごく進めていただいているなという感じを受けました。もう少し環境教育の方も力を入れていただければ、もう少し食品ロス削減につながってくるのではないかと感じております。

次に、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、

飲食店における飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、町民と事業者が一体となった食品ロス削減に向けた取り組みを進めることが必要であると考えております。松本市では、おうちで残さず食べよう30・10運動と銘打ち、毎月30日を、食材を使い切る冷蔵庫クリーンアップデーとし、10日をもったいないクッキングデーに設定し、大根の皮やブロッコリーの芯、古いパンを使ったレシピを紹介して、家庭での実践を呼びかけています。このように、これは松本で貫ってきたのですが、冷蔵庫に貼って、よく見えるところに貼るということでマグネットを配ったり、パンフレットなどを配布しています。

この、みんなで減らそう食品ロスというパンフレットの中に、食品ロスは何か、食品ロスの現状や効果、松本市の取り組み、そして最後には、食品ロス削減のためにできることから始めようということで、20項目が挙げられています。私も早速、残っている食品を確認してから買い物に行き、食品を買いすぎないようにして、食べ切ることができる量に合わせて調理をして、作りすぎないように心がけ、20項目の中からできることから始めております。家庭における食品ロス削減の推進は何かお考えか、お伺いします。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは初めに、当町の家庭及び事業所から排出される生ごみ、家庭系・事業系ともすべて浅麓環境施設組合で、肥料浅麓エココンポとして再生処理、再生利用されております。資源ごみという区分に区分されているということは押さえておいていただきたいと思えます。

その上で、過去5年間の生ごみ処理量の推移を見ますと、家庭系と事業系を合わせまして、平成23年度から平成25年度まではそれぞれ年間550トン、558トン、568トンと、3年間は増加傾向になりましたが、平成26年度は約560トン、平成27年度は約554トンと減少傾向に転じている状況でございます。当町の人口が年々増加している中で、処理量は減少傾向にあるということでございますので、生ごみの排出抑制につきましては、町民の皆様にご理解とご協力をいただけていると考えております。

各家庭、町民に対する推進につきましては、生ごみに限定はしておりませんが、生ごみをはじめごみ全体の排出抑制について広報及びホームページ等で周知して

きております。また、先ほどお話もありましたとおり、特に夏場におきましては、食中毒注意喚起のポイントといたしましても、各家庭等の冷蔵庫に保存している食品について、消費期限前に食べていただけるよう、メール配信サービス等でもお知らせをしております。今後につきましても、食品ロス削減の観点から、引き続き広報やホームページ等でごみの排出抑制について周知を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 松本市で始まった、宴会の食べ残しを減らすための乾杯後30分間と終了前10分間は自席で食事を楽しむように呼びかける30・10運動が近隣の市町村でも広まっております。7月に行われました浅麓水道企業団の懇親会でも、小諸市長より30・10運動の呼びかけがありました。乾杯後30分は席を離れる人はなく、終了10分前ぐらいには自然と、席から離れている方へ周りの方から自席に戻って食事を食べるように声がかかり、最後はみんなが自席で食事を楽しみました。そして、宴会が終わると、食べきれなかった方はパックなどをもらい、持ち帰るなどして、食べ残しはほとんどありませんでした。私もたくさんの料理を食べきれず、パックをいただき、持ち帰りをしました。

アメリカなどの外食産業では、ドギーバッグというバッグがあり、日本の飲食店でも普及しつつあります。衛生上の課題もありますが、客自体が食べきれず残ったものを自己責任で持ち帰るために用いる容器のことであり、折りたたんで持ち運びができ、何度も繰り返し使用できます。町内の飲食店でも、持ち帰り用にパックを出してくださるお店もありますが、いつももったいないと感じております。ドギーバッグの普及や持ち帰り運動の展開など、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みや、食品ロス削減へ意識啓発の町民運動として、30・10運動の推進をしていただきたいと思います。お考えを伺います。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。長野県では平成22年から、食べ残しを減らそう県民運動を始めておりまして、本年2月からは食べ残しを減らそう県民運動イープロジェクトと改称し、もったいないを大切とした宴会食べ切りキャンペーンなど、食品販売業の皆様や宴会の幹事様に対して、食品ロスを含むごみの減量の

ご協力いただけるよう呼びかけております。松本市さんの取り組みも、この一環であるかなというふうには感じております。

当町も、この趣旨に賛同し、佐久食品衛生協会御代田支部と連携いたしまして、このプロジェクトやキャンペーンを推進するよう、役員会等で協議し、事業者に対する周知を図ってきております。30・10運動につきましても、消費者側の意識向上が食品残渣の減量に直結するため、宴会食べ切りキャンペーンと合わせまして、お店を予約するときは参加者の年齢層や男女比、会の趣旨などをお店の人に伝え、伝えられたお店側は顔ぶれに合わせた料理を提供していただくよう呼びかけているとともに、お酌に回る前にゆっくりと料理を食べる、また、お開きや中締めの前に一旦席に戻り、あるを尽くして食べ切るよう呼びかけているところでございます。

議員おっしゃいますとおり、食品衛生上の観点もございますので、行政が積極的に持ち帰りを推進することには若干の違和感がございますが、ごみ排出量の削減につきましても、当町の課題の一つとなっております。まずは頼み過ぎない、食べ切る方を引き続き推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） わかりました。では次の、最後の質問に移りたいと思います。災害備蓄食品は、消費期限が来てしまったらどようになっているかということで、防災係に伺ったところ、8月27日の防災訓練で、消費期限の近い備蓄食品を使用するという事で未利用備蓄食品が廃棄されるのではなく、有効に活用されているということでした。

しかし、今回、防災訓練当日は、あいにくの雨となり、訓練は中止となりました。当町の災害備蓄食品はどのようなものがあるのか、防災訓練で利用する予定だった備蓄食品はどのようにするのかなど、管理状況はどのようなになっているのか、また、消費期限が近い備蓄食品を生活困窮者や支援を必要としている方を支えるフードバンクへ寄付をして、有効に活用していただくことができないかなど、フードバンクとの連携についても伺います。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。当町で備蓄している災害備蓄食品につき

ましては、保存パン、アルファ化米、さばみそ缶、焼き鳥缶、防災食ラーメン、飲料水があります。この備蓄食糧については、役場とエコールみよた及びハートピア御代田の防災倉庫。なお、エコールみよたについてはあつもりホールの倉庫内で保存をさせていただいております。現在、ハートピア御代田の防災倉庫に保存してありました食糧につきましては、熊本地震による熊本市からの救援物資の要請によりまして、こちらの方に提供したため、備蓄はございませんけれども、今、これを補うための購入作業を進めてございます。

この管理でございますけれども、購入の際にそれぞれの備蓄品の賞味期限を確認しまして、防災備蓄物資一覧表を作成し、管理しております。なお、期限が近くなった備蓄食料については、町で行われる防災訓練等での配布を検討しております。今年度につきましては、今お話のとおり、8月27日に行われる予定でございました御代田町消防団火災防御訓練において、食料備蓄品の参考例と合わせて、訓練に参加された皆様に配布する予定でございましたけれども、残念ながら訓練は雨天で中止となり、展示は行えませんでした。ですが、消防団各分団に配布いたしまして、消防団から各家庭での備蓄品をそろえる際の参考となるよう、広報活動の協力をお願いしたところでございます。また、このほかにも町が行うイベント等での配布を行いまして、町民の方々にも災害備蓄食料についての関心を持っていただきまして、各家庭でも備蓄を行っていただくよう、広報活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に、フードバンクとの連携でございますけれども、フードバンクは個人や行政、企業、団体から寄贈された食品を、生活が困窮し、支援を必要としている人々や福祉分野の施設、団体等に届けてもらうという団体のようです。今、町で備蓄している食料については、先ほどお話ししたとおり、普及活動を兼ねた町内での配布等を基本に検討していますので、フードバンクとの連携は現在考えておりません。ただ、缶詰など単品の食料品が多く、賞味期限を迎えた場合には、フードバンクとの連携も考えられるかなと思われまますので、これは福祉部門である保健福祉課とも今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（古越 弘君） 池田るみ議員に申し上げます。制限時間が近づいていますので、まとめてください。

池田るみ議員。

- 1番（池田るみ君） 災害備蓄食品についても、しっかり活用されて、広報活動へということで、今回、消防団へ配られたということではありますが、ぜひ無駄のないようにしていただきたいと思います。先ほど、町民課長の方からも答弁がありましたように、生ごみの量は25年、26年、27年と年々減っています。食品ロス削減の運動が町民の皆様へと広がっていくことは、生ごみの処理量も減り、経費削減にもつながってきます。そして、食品ロス削減は、環境や経済効果だけではなく、食べ物への感謝の心、もったいないの気持ちとなり、身の回りのものや自然、家庭への思いやりにもつながってくると思います。ぜひ食べ物のもったいないを町民の皆さんと考えていけたらと考えております。

以上で質問を終わります。

- 議長（古越 弘君） 以上で通告2番、池田るみ議員の通告のすべてを終了します。

昼食のため、休憩します。午後は1時30分より開会します。

（午前12時11分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

- 議長（古越 弘君） 本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告3番、野元三夫議員の質問を許可します。

野元三夫議員。

（3番 野元三夫君 登壇）

- 6番（野元三夫君） 通告3番、議席番号6番、野元三夫です。早速質問に入りたいと思います。

定例会では、「子育てしやすい町とは」という件名で、町長は日ごろ、御代田町は子育てしやすいと公言しているが、どのような事例でそう感じているのか、総合的な見地をお伺いしたい。

そして、以下の項目については、町の考えをお伺いしたいということで、1つ目として、子育て施策の拡充について。2つ目として、学校給食共同調理場のあり方について。3つ目として、児童館のあり方について。4つ目として、公園管理のあり方について。特に、遊具の管理状況について、という計5項目の質問通告書を提出しております。順次、質問していきますので、よろしく願いいたします。

まず、町長にお伺いいたします。こちらにちょっとした子育ての雑誌があるのですが、こちらの雑誌は、佐久地域で無料配布されている子育て応援の雑誌でございます。この雑誌は、創刊3周年を迎えたということで、南北佐久11市町村のお祝いのメッセージが掲載されております。ちょっと町長のあいさつ文を読みたいと思います。

「御代田町は自然が豊かで、子育てしやすい町です。公園も充実していて、子ども連れのご家族などで賑わっています。人口も増えています。若い人が多く暮らしている元気な町です。町では放課後や長期休みのときの子どものことが心配という声に応じて、児童館の増築と建て替えを進めています。これで小学校6年生まで受け入れることができるようになり、働く子育て世代を応援しています」と、応援メッセージが書かれています。

このメッセージのとおりだと私も思っておりますが、質問通告してありますように、ほかにどのような事例をもって、子育てをしやすいと感じているか、まずお聞かせください。先ほどの4項目については、順次、各課長さんに質問をしてまいりたいと思います。町長、お願いします。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。今の雑誌は「m a m a m o」という雑誌なのかと思いますけれども、そういう趣旨で原稿依頼がありましたので、書きましたけれども、まだ現物は見ておりません。子育てしやすい町ということなのですが、総合的に見たときに、やはり一番は子育てしやすいという面もあるけれども、住みやすい自然環境というのが一番にあるかなというふうに思っております。

それから、0歳児から保育園、幼稚園、小中学校に至るまで、安心して受け入れることができる施設というものが整備されているということがいえるかと思えます。更に、児童館や公園などの子育てしやすい環境があると思っております。特に、御代田町の場合には、以前の町長の施策によって、公園が非常によく整備されていて、これも子育てしやすい環境の大きな一つの要因かなと思っております。それから、きめ細かな子育て支援策が行われているということかと思えます。

それで、どちらかといいますと、御代田町、私が子育てしやすい町だと言っているのは、他の市町村の方々から、御代田町は子育てしやすい町ですねという評価を

いただいているということが一番のことかなと思っています。例えば、御代田町で100人の子どもが生まれて、その子が保育園に入るときに、110人とか120人になって、生まれた子どもの数よりも子どもを持った世帯が家を建てるとかいう判断の中で、子どもを連れて移住してくるというか、そういういわゆる人生の一つの大きな転機ですよ。子育てという転機の中で、御代田町に移り住んでいるという実態などを考えますと、やはり子どもを育てやすい環境のもとで生活したいという思いからそういう現象も起きているのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 私、町長のご回答、そのとおりだと思います。住みやすい町というお話があったのですが、その中で、今回は子育てに関してということで、4項目ほど出したのですが、その4項目の中でも、心配なこともございますし、それから追加した方がいいのではないかと項目もあったりするもので、今回このような質問通告書を提出させていただきました。

1番目に、子育て施策の拡充についてということで、保健福祉課長と町民課長にまずお伺いいたします。

手元にあるこの子育てガイドブック、それから「ひだまりっこすくすくみよたっ子！」ですか。これは一読すると、本当にもうこのとおり、素晴らしいことが書かれているとも思いますし、実施されている内容も必要なものは網羅されていると思いますが、まだ私は追加すべき項目もあると感じていますが、現在、町で実施されている子育て応援策は住民のニーズを満たす施策になっているのかどうか。それと、子育てガイドブックの配布方法等、お2人の課長に見解をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。野元議員がお手元にお持ちになられた計画書作成の際にも、対象者の世帯にアンケートを実施しております。そのアンケート結果に基づきまして、今後5年間のところで取り組めるもの、取り組まなければいけないものというものは取り入れて、その計画書ができております。

ただ、すべてアンケートの要望を、すべてを満たした計画書には残念ながらなっ

ていません。全部一遍に5年間でやるということは、財政的にも労力的にも不可能な部分がございますので、漏れているものも当然ございますので、当面、この5年間はその計画書に基づいた方針で方策をやっていくということでございまして、それだけで終わりということは当然ありませんし、過去の一般質問の中でも拡充策を質問されてきている、要望や質問されていることもございますので、現在の段階ではこういった形でありますけれども、当然、今後もそういった要望があつて、取り入れるべきものがあれば、また理事者会等に諮りまして、取り入れるべきものは取り入れていきたいというふうには考えております。すべてを網羅しているものではないというところは、私どもも承知しておりますし、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） ただいまの野元議員の質問でございますけれども、住民のニーズに合っているかどうかということでございますが、保健福祉課としましては、0歳児から、出生から、出生前からですね、就学に至るまで、いろいろな、自治体によっては、事業の組み立て方というのはあるかと思いますが、当町の方でもやはり試行錯誤をする中で、なるべくお母様、またお父様、子育てしている世代のニーズに沿うような形を取らせていただいているつもりです。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 引き続き、保健福祉課長にお伺いしたいと思います。この子育てガイドブックの中で、ページ数はあれなのですが、子どもの病気と応急手当という項目がありますが、緊急時での医療相談や健康相談の連絡先や相談先などは明記されておりません。ホームページにおいても案内はされていません。子どもが急に体調を崩したとき、親はおろおろするかと思います。多世代家族であれば、おばあちゃん等の経験で慌てることなく対応できるかとは思いますが、核家族であれば心配も倍増するかと思います。そんなとき、夜遅くまで電話相談ができればと思うのは、私だけでしょうか。

佐久市では、子どもの救急というサイトがホームページにございます。また、佐久市と佐久医師会で開発した緊急無料アプリの紹介もございます。そして、県で健康相談を行っている「#（シャープ）8000」という小児緊急電話相談もありま

す。このような緊急時に対応できるホームページのサイトの起ち上げや、緊急無料アプリの開発、それから「#8000」などの緊急電話相談の周知などが子育ての上で欠かせないと思いますが、課長のお考えはいかがでしょう。

ちょっとその前に、見ていただきたいのが、これが佐久市で配布しています佐久医師会と佐久市で開発した、地域創生の先行型の資金で開発した相談窓口です。それから、こちらの方が長野県のホームページから取ったものですが、「#8000」というやはり緊急相談のもので、できたらこういったものも町の方で拡充をしていただければと思うのですが、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。小児医療に關しましての相談につきましては、現在、各都道府県が主体となり、小児救急電話相談が実施されております。休日、夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか。病院の診療を受けた方がよいのかなど、迷ったときに小児科医、看護師への電話相談による相談ができるものでございます。土日を含めまして、毎日19時から23時まで対応しております。相談者は全国統一の、先ほど野元議員がおっしゃいましたけれども、#8000をプッシュしますと、各都道府県の相談窓口自動的に転送され、相談口でお子さんの症状に応じた対処方法についてアドバイスを受けることができます。

この事業に關しましては、長野県が作成したチラシが市町村に配布されておまして、当町におきましても、母子健康手帳発行時の際と、妊娠届けの受理に際してお渡しし、周知を図っているところでございます。こういった小さなものでございますが、窓口でお渡しをしております。近隣の自治体では、ホームページによる周知も行っているようですので、当町でもホームページ等を活用しまして、幅広く周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） もう1点の、こちらの佐久市と佐久医師会で行っている、県ではなくて身近な医療機関。こちらですと北佐久医師会になるかとは思いますが、こういった点は佐久市などにお問い合わせはいただけたでしょうか。もし問い合わせしてあるようでしたら、その状況を説明していただければありがたいのですが。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） そちら、佐久市の医師会ということで、当町につきましては小諸北佐久医師会が管轄範囲でございますので、そういったことについては取り組んでいないということでございますので、ちょっと医師会が違いますので。またその辺は、意見としては小諸北佐久医師会の方に伝えさせていただきますが、当町に対してはちょっとそれはやっておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） では、今お答えいただいたように、北佐久医師会の方に提案という形で投げかけをしていただければ、緊急時、どこの医療機関が今開いていますよという、すぐお答えができるのかなと思いますので、その辺、打ち合わせをしていただければありがたいと思います。

次に、男性の子育てへの参加推進についてお伺いしたのですが、まず、当町での母子手帳の交付から出産に至るまでの流れをご説明願います。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。母子手帳交付から出産に至るまでの流れということでございますが、保健福祉課では妊娠届け出証を確認しまして、母子手帳ではなく親子健康手帳というのを発行しております。発行時は保健師が対応させていただきまして、妊婦さんの方の現在の体調とか悩み等の相談に応じております。また、出産までは、皆様、定期的に医療機関等で受診をしているため、受診した際にやはり医師、助産師等のアドバイスを受けているような状況でございます。

当町は以前、母親学級等を開催しておりましたけれども、やはり参加人数が少なかったということと、同じような学級を今、医療機関で、それぞれの出産する医療機関で開催しているような状況でございますので、現在はその事業はしておりません。私たち、保健福祉課の保健師が重点的に支援するのは、新生児訪問かなということになっておりまして、新生児訪問につきましては、全新生児を対象に訪問をしているような状況でございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 当町では母親学級をやっていないということであれば、父親学級というのもないのですね、もちろんね。新生児訪問というのは、年間120名ぐらい。私の孫のところにも保健師さんが新生児訪問ということで来られました。

大変ありがたいことだと思います。

ただし、私がお願いしたいのは、父親も、お父さんも参加できるプログラムがぜひ必要ではないかというふうに感じました。というのが、先日、小諸市で開催された子育て応援の教室に行ったのですが、男の頭の中と女の頭の中で、考え方のことなのですが、物事に対する考え方や問題に対する対処の仕方がこれほどまでに違うのかなということをつくづく、その講習会、講演会で、実践も含めて感じた経験がございました。もし、お互いの考え方の違いを少しでも理解できれば、子育てがもっと楽しくなるのではと考えました。

ちなみに、佐久穂町では妊婦教室、それから両親教室という名称でもって、年3回、3回に分けて開催しているようです。お父さん教室という、両親教室というところでは、パパの妊娠体験、それから母乳の話、赤ちゃんの抱っこの仕方等々の講習会をしているようです。これが佐久穂町での案内チラシでございます。

それから、また県の話になるのですが、県の方ではこういった育メン手帳、お父さんが一生懸命、育児参加できるような、参加を促す。育メンというのが今、流行りでありまして、お隣の佐久市長、柳田市長も育休なんていうのを取られたような経過がございますので、当町においても、男性が、お父さんが子育てに参加できるような、参加するに当たっては知識がなければ参加もできないということで、こういった両親学級や育メン手帳の配布なども、これなんかもぜひお願いしたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。保健福祉課では現在、主に乳幼児期から就学まで、それぞれの発達段階に応じまして、各教室を開催している状況でございます。具体的には、育児相談や子育てについて支援する機会としまして、乳児を持つ保護者を対象に子育てについて考え、離乳食の進め方に焦点を当てた乳児教室、また、2歳児や5歳児の成長や発達について、親子遊び等を通じまして保護者と一緒に考える機会を提供する幼児教室などを開催している状況でございます。

現在、野元議員がおっしゃるように、父親を対象とした育児教室等は開催しておりませんが、各教室、または乳幼児健診には父親の同席も見られまして、子育てに積極的に関わっている様子も伺えます。子育ての知識や技術が十分に伝達されていないまま、子育てをしなければならない若い親に対しまして、やはり必要な

情報は何か。また、求めている情報は何かを見極めまして、適時に情報提供をしていきたいと考えております。

当町は先ほども申しましたけれども、母子健康手帳の代わりに親子健康手帳を活用しております。この中にもやはり、父親の育児参加の勧め、必要性などが記載されておりまして、妊娠中から子育てに関する情報を得ることができます。また、当町で作成しまして、乳児の発達段階に応じ、育児のポイントを集約しまして、保護者に配布しまして活用していただいていますこういった「赤ちゃんの本」というのが保健福祉課の方ではございまして、こちらの方を活用しまして、情報提供をしながら子育て支援をしていきたいというふうに考えております。こちらの内容を見ますと、早寝早起きの話だとか、夜泣きの対処の話、お父さんとお母さん、それぞれ、どうやって遊ぶか、遊び方とか、そういったことが随所に書かれておりますので、こんな内容を提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、子育て手帳ですか、見せていただいたのですが、こちらの育メン手帳なんていうのも見ましたら、お父さんが、赤ちゃんが生まれたときにはどうしたらいいのか、1歳になったらどうしたらいいのか、なんていうのがきちんと書かれていますので、これも併せて、もう一度再編成していただいで、男性の育児参加を促すというようなことをしていただければありがたいと思います。

次に、町民課長にお伺いしたいと思います。もう1つの提案なのですが、育爺・育婆。これ、育爺・育婆とはおじいさんとかおばあさん向けの育児教育というふうに僕はイメージするのですが、なぜかというと、昔の子育ての方法と今の子育ての方法なんていうのはずいぶんと変化があります。一例を挙げますと、昔は「抱き癖がつくから泣いてもあまり抱っこしてはいけないんだよ」ということを僕なんかもさんざん言われてきました。しかし、今は「スキンシップのために、泣いたらもう抱っこしなさいよ、抱っこできるのは1歳ぐらいまでなんだよ」というようなことで、抱っこを勧めているということですので。また、最近では、発達障害に関する見方もずいぶんと変化があるようですし、発達心理学という学問も進化し、発達心理学から学ぶ子育て論というのも多く語られているようです。

このように、情報が早い現代において、時代の流れに乗り遅れないためにも、こ

のような教室が必要かと思うのですが、生涯学習と合わせて、育爺・育婆教室というのをご検討なされたらどうかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） 現在、当町の各児童館では、それぞれ週に1、2回、ひだまりっこを実施しております。これは未就園児を対象としました子どもたちが遊び、保護者も子どもと一緒に楽しめる交流の場として実施しております。父親や祖父母を対象として限定したものではございませんが、先ほど保健福祉課長からございましたとおり、こちらのひだまりっこの方にも最近は母親だけではなくて父親や祖父母と一緒に参加するご家庭も多く見られております。

子育て世帯の状況は、非常に多様化しておりますので、今後につきましても、特に対象者を限定せず多くの方が一緒に参加して楽しめるように、内容等を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 私が出ました子育て教室ですか、小諸で行われました。これにはもちろん子育て、こちらのお母さんから、70、80ぐらいまで多彩な顔ぶれの参加者でした。そして、御代田子ども子育て支援計画の中にも、さまざまな機会を通じて子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習の機会や情報提供を行います、とありますので、今の町民課長がおっしゃられたとおりに、幅広い方の参加を促すように、講演の項目ですか、その辺も高齢者も興味を持てるようなものを参考になさって開催していただければと思います。

次に、2番目として学校給食の共同調理場のあり方についての質問に移らせていただきます。6月議会において、民間委託も視野に入れ、あり方検討委員会を立ち上げるとの方針が示され、委員会設置は可決されました。私は、委員会設置に関してはいろいろな問題点を話し合うよい会だと思っておりますので、反対はいたしません。そして、文部科学省も、民間委託の導入を禁止しているわけではございませんので…もちろん、いろいろな問題を話し合う場ですので、開催については反対はしませんが、個人的には民間委託という1点だけでは反対ですので、その反対する立場をもって、ご意見・質問等をしたいと思っております。

この問題は、同僚議員が食育の質問をしたように、とても大切な問題だと考えま

す。子どもたちの食を賄うところの問題ですから、温かいものは温かく、アレルギー食は安全に対象児童に届けることが重要課題だと思っています。ですから、広く町民に知ってもらいたいと思ひまして、あり方検討委員会が発足して間もないところではありますが、知ってほしいと思ひます。そして、まず、現在どのような問題があり、検討委員会を設置することになったのか、経過説明と、誰が設置指示を出したのか、また、委員会の進捗状況とどのような方がメンバーになっていらっしゃるのか、その辺を教えてください。

○議長（古越 弘君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それでは、共同調理場の検討あり方委員会の経過、現状等について説明させていただきます。まず、これを設置するに至った経過でございますが、こちら、町長の方から、町の検討課題として、町としての事務量、事業量が増えている中で、職員数が限られている現状の中、業務の一部について民間委託を考えなければならず、学校給食の民間委託について検討してもらいたいという指示がございました。これを受けまして、教育委員会では、安心して安全な学校給食を安定して提供することを目的に、調理場の民間委託について検討する共同調理場あり方検討委員会を設置しました。

メンバーの構成でございますが、保護者代表として、小中学校3校のPTA会長3名、それから学校代表としまして、小中学校3校の教頭3名、それから栄養教諭1名、それと学識経験者として共同調理場運営委員から1名の合計8名で構成しております。

共同調理場としての課題は2点ございます。1点目は施設設備の維持管理の点でございます。調理場の開設から経年による劣化に加え、塩素消毒を行いますので、それによりまして金属設備がさびてきたり、それから水質の状況で、水あかの付着がありますので、それが原因で故障が増えております。こういった中で、給食の調理や食器の洗浄に影響が出ないように、点検を行って適切な維持管理が必要になっている。これが1点目でございます。

それから、2点目としましては、調理員の確保についての課題でございます。給食の調理員は日々の作業を通じて経験を積んでおりますが、やはり退職する調理員も少なくありません。現在の調理員の人数は、正職員3名、臨時職員9名の合計1

2名で行っております。先月末、8月末で臨時職員が1名退職したため、現在1名が欠員となっております。調理員は昨年の12月から現在までに累計で5名退職しております。それで、毎月広報に間に合う場合には広報に出して、間に合わない場合にはハローワークに出して募集をしているところなのですが、人材の確保に苦慮しているのが今の現状の実態でございます。このような状況から、調理に必要な人数の調理員をしっかりと確保して、安全で安心な給食を将来にわたって、安定して提供していきたい。こういったことが、今、調理場の課題になっていきます。

それと、最後に進捗状況です。進捗状況ですが、8月23日に第1回の検討委員会を開催いたしました。まだ第1回ですので、委員会の設置の目的ですとか、今の共同調理場の課題について問題を提起しまして、具体的な検討については次回以降、協議していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今の次長のお答えを受けて、町長にお伺いします。町長の1期目の公約は、自校給食の維持でした。しかし、給食室のやはり施設の老朽化、衛生面などの問題で、自校給食を断念した経過がございます。しかし、温かい料理は温かく食べられる工夫として、保温に優れた輸送器具の導入や、運送トラックも2台導入するなど、少しせいたくかなと思われるほどの対策を取ってこられました。また、アレルギー対策もしっかり取られていると思います。

今まで行ってきましたこれらの対策は本当に称賛に値するものだと思います。その中で、このようなあり方検討委員会の設置を指示したということについて、どのようなお考えなのか、お答えください。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。まず、こうした事業を行っていく上での私ども地方自治体の役割ということを確認にしたいと思うのですけれども、地方自治体の役割につきましても、地方自治法で住民の安全、健康、福祉を保持することと明記されています。したがって、地方自治体は、住民の皆様の命を守るということを第一義的な目的として考えております。したがって、あらゆる事業に対しまして町の責任で実施をするのであって、例えばこの民間委託という考え方

におきましても、民間に丸投げをするというのではなく、あくまでも町の責任において実施するという大前提の上ということなのです。

今回、こうした検討が必要になった背景、町の抱える課題について、若干申し上げたいと思います。現在、町が行うさまざまな業務につきましても、例えば国がいろいろ新しい制度をつくって、その制度を地方自治体が実施する。それについて、業務量も増えており、関係する各課ではこうした国の新しい制度への対応で苦慮している状況も数多く見られます。それは、例えば最近ではマイナンバー制度であったり、消費税増税の負担を軽減するための各種の給付金の支給事業などもあります。国におきましても、これから更に国保の関係や医療費、介護保険などの制度改正なども計画しているようですので、こうした複雑な状況に対応する職員の確保も重要な課題となっております。また、御代田町の将来の基盤づくりのための地方創生に向けたさまざまな事業の実施が求められておりますけれども、国からの新たな交付金によって事業を進めるためにも、職員数に更に不足が生じる危険性もあり、臨時職員での対応は難しい状況も生まれております。

更に、学校給食の現場では、調理員の多くを臨時職員の方々にお願いしておりますけれども、お辞めになる方も少なくありません。調理員の募集を随時行っておりますけれども、なかなか職員の確保に不安を抱える中での業務となっているという厳しさもあります。しかし、町の財政状況などを考えたときに、安易に職員数を増やすということも難しく、町民の皆様の理解が得られるかということも大きな課題になっている状況です。

こうしたことから、町が行っている事業につきましても、民間に委託することが可能な業務がないのかどうかという検討を行うということも避けられないという現況にあります。学校給食の業務を民間業者に委託することができないかの検討を、教育委員会に指示した理由につきましても、既に隣の軽井沢町では数年前から民間業者に委託をして運営しております、一定の成果を上げているというふうにお聞きしていますし、熟練した技能を持つ調理員の安定した確保ということからも検討する必要性が生まれております。

以上の理由から、したがって、この民間委託を行う目的は、経費を節減するというものではありません。経費の節減がこの民間委託の目的ではありません。そして、移行するに当たっては、3つの基準を定めて検討を行いたいと思っています。1つ

は、現在実施している学校給食の水準を必ず維持をして、子どもたちに喜ばれる給食にすることです。2つ目には、複雑で多様化しているアレルギーなどにも対応できる安心・安全な給食を実施することです。3つ目には、事故などがなく、日々の給食を安定的に継続して提供できるということなのです。

こうした基準を十分に満たすことができるのかどうか、ということを検討していくわけですが、こうした基準を満たすことができるということが明らかになりましたときには、保護者をはじめとする町民の皆様のご理解が得られるよう努力に努めて、この学校給食の民間委託の移行を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、町長の答弁の中で、前半について、仕事量が増えてきたので民間に移行できるものは。ちょっとその考えには、私は賛同できません。なぜであるならば、町長は子育てしやすい、住みやすい、まして食というの一番のもとになりますので、いろいろな苦勞があったとしても、その辺はお城を守るというような強い決意を持っていただければありがたいなというふうに、私個人は思います。それから、経費節減が目的ではないというふうにおっしゃられましたが、私個人の意見としたら、そういう意見でございます。

次長の方からの回答の問題点、2点ほど問題点をご説明願いましたが、1項目の設備投資については、これはもちろん文句なしで、町でやることだと私は思います。費用対効果ということで考えても、衛生面で考えても、これは当然のことだと思います。2つ目の、人の問題。これはもうどこの企業でもどこでも人手不足というのがあると思います。なおかつ、今、1日1,500食もつくっていらっしゃる調理場ですので、調理場で一番重たいものはどのくらいあるのか。それに対して、腰痛対策だとかが必要になってくるかと思うのですが、その辺はどうなっているのか。それから、町長が今言った、軽井沢町でもう移行して、特に問題はないというお話をいただいたのですが、軽井沢の状況、時間が短くなってきてしまったので、要点短くお答えいただければありがたいと思います。

○議長（古越 弘君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それではお答えいたします。一番どのぐらい重たいものは何キロあるのかというところでございますが、野菜の納品の1コンテナケース、それから汁の入った食缶、それから洗浄機の食器かご、そういったものはすべて1つ10キロ前後の重さになっております。それはほとんど毎日扱うものでございます。それから、月に1回程度ですが、でんぷんとみそ樽を扱うのですが、それは約25キロあって、それを扱うときには台車を使って移動させてやっております。

それから、腰痛対策ですか。腰痛対策というのは、特にこれが腰痛対策だという対処は取っていないのですが、すべてのものについては移動はコンテナ、ローラーを使ってやりますので、そういった面では労働環境自体は昔の調理場よりはずっと改善されて、対策が取られていると思います。それから、ドアについても自動ドアが設置されておりますので、スムーズに移動できるように、そういったことで対策は取っております。

それと、軽井沢町の状況ですね。軽井沢町の状況ですが、町長が言ったとおり、私どももまだ概略しか聞いていないのですが、軽井沢町は御代田町と違って、すべて自校給食です。それで、小学校が3校、中学校が1校。それがすべて民間委託でやっております。小学校の方は平成23年度から、中学校の方は平成26年度から委託して実施しております。この点については、また視察等を行いながら状況を聞いてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） まだ始まったばかりなので、軽井沢の状況はまだ詳しくはわからないということですので、これ以上、質問はしません。

やはり人間の問題だということなので、2点ほどお伺いしたいのですが、労働基準法や労働派遣者法における指揮命令系統ということで、例えば派遣。民間委託になれば、調理員全員の方が民間委託というような形になる場合もあるでしょうし、パートさんがそろわなければ派遣さんを入れるというような場面も考えられるのかなとは思いますが、この派遣法については、派遣元が自己の雇用する労働者を派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることをなりわいとして行うこととされてはいますが、基本的には発注者、こちらで言えば町ですね、町が派遣元と仕事の内容を契約し、派遣元が労働者に指揮命令を出すことになるの

で、同じ職場に指揮命令系統が異なる労働者が存在することになるかと思います。

問題が発生しなければ全然いいのですが、問題発生がもしあった場合には、どのように対応するのか、ということがまず心配になります。私、以前、中間管理職として係長をやっていたときに、派遣労働者の方といろいろな仕事をする機会があったのですが、その派遣労働者の方は、私が雇われているのはこちらの会社です。こちらの会社からはこういうことしか指示されていませんので、係長が言われてもこれ以上のことはしません。労働時間についても、この時間までしか契約になっていないので、残業が発生しても、残業しませんというような問題も発生した経験がございます。

それから、一括して民間委託となった場合にも、給食法ですか、文部科学省の通達によると、献立は町が直接責任を持って実施すべきものであるもので、委託の対象にしない。それから、物資の購入、調理業務における衛生、安全の確保については、町の意向を十分反映できるような管理体制を設けること。3として、町が必要と認めた場合、委託者に対して、資料の提出を求めたり、立ち入り検査をする等、運営改善のための措置が取られるよう契約書に明記すること、とありますので、こちらの場合でもやはり指揮命令系統が二重になるのではないかなという懸念がございます。

これについてはこれから検討委員会で検討されるということでもありますので、ご回答は結構ですが、こちらの方に学校給食の7つの目標ということで、先ほど保育園の給食、前段の議員の質問のときも、保育園ではどういう目標で食を大切にしましょうよとかいうお話がありました。こういった学校給食の問題ということがありますので、こういう目標を達成できるような有意義な委員会、あり方検討委員会を開催されることをお願いしまして、この質問を終わりにしたいと思います。

3つ目の質問に移ります。次に、児童館のあり方について、質問に移ります。児童館のあり方については、3月議会において、1小学校1児童館という構想があり、東原児童館完成後には平和台児童館を大林児童館に統合する予定であると発表され、議会だよりに掲載された経過がございます。その後、何で平和台児童館を閉館するのかという問い合わせがございました。そのとき、私、小さな児童館を望む声も本当にたくさんあるのだなというのを個人的に感じた次第です。大きい施設は大きいなりの利点があり、小さい施設は小さいなりの利点があります。

そこで、私は平和台児童館を存続していただければと思う立場から質問したいと思います。まず、1小学校1児童館構想の経過説明と、それから決算書にも記載されて

いるのですが、3館での児童と未就学児童ですか、未就学児童と小学校低学年の利用状況。この2点を簡単にご説明をお願いします。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） 最初に、1小学校区に1児童館というふうに決めてきた経過につきまして、お答えいたします。

この基本方針を決めたもとになったのは、やはり自律・協働のまちづくりの計画のときでございます。やはり自律をしていくという中で、適正な規模、町の規模に応じた適正な施設配置という中にありまして、児童館だけに限らずですけれども、さまざまな町が所有しているこういう建物について、この町の規模について自律していく、今後も自律していくためには、どのぐらいの施設の数ですとか、1つ1つの施設の規模ですとか、職員体制ですとか、そういったものはこういったものが望ましいということが検討されまして、そのときから1小学校区に1児童館という方針が定められてきたという経過でございます。

もう1点は利用状況。3館の。

○6番（野元三夫君） はい、そうです。

○町民課長（荻原 浩君） 大林児童館の児童クラブにつきましては…。

○6番（野元三夫君） 議長。

○町民課長（荻原 浩君） 幼児の方でよろしい……。

○6番（野元三夫君） では、幼児だけでお願いします。

○町民課長（荻原 浩君） 3館ごとの幼児の利用状況についてお答えいたします。まず、平和台児童館でございますが、4月から8月末までの数字でございます。開館日数は120日でございます。幼児につきましては全体で900名ちょうどが利用しております。1日当たり7.5人という状況になっております。そのうち、ひだまりっこ、この900人の中に含まれておりますが、ひだまりっこは幼児と保護者対象でございますので、その中の幼児につきましては、ひだまりっこは21回開催しまして、900人のうち441人がひだまりっこを利用してございまして、1回当たり21人が利用しております。

東原児童館につきましては、同じく開館日数が106日でございます。幼児全体につきましては140名。ひだまりっこの開催回数は11回ということで、1日当

たり1.3人。ひだまりっこにつきましては1回当たり8人という状況でございます。

大林児童館につきましては、開館日数が101日でございます。幼児につきましては全体で430名、1日当たり4.3人。ひだまりっこの回数が10回ということで、141人利用いたしまして、1回当たり14.1人というふうになっています。

数だけを申し上げますと、平和台児童館の数が多いわけなのですが、実は1小学校に1児童館という基本方針に基づいて、平和台児童館の児童クラブの利用人数がかなり減ってきている状況にあって、ひだまりっこの開催をあえて平和台児童館の方にシフトして、大林児童館と東原児童館の方は児童クラブの登録人数が圧倒的に、平和台児童館に比べて多いので、こちらの方でのひだまりっこの回数を抑えて、あえて平和台の方で本年度は開催しているということでございますので、人数は平和台児童館が多い状況になっておりますが、そこへシフトしているということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今の課長の説明をもとに、戻って、去年、27年度における数字を申し上げたいと思っております。平和台児童館が2,182名、東原が783名、大林が980名。これも大林がオープンしたということで、シフトしていらっしゃるということで、平和台が多いのかなとは思っておりますが、子どもたちの性格もさまざまありますし、障害を抱えている子どももいるでしょうし、また、幼児を連れて児童館を訪れる親に関しても、大勢より少人数、あるいは小さな施設での利用を希望される方もいらっしゃると思っております。

そういうことをかんがみて、それからまた、費用対効果ということをいつも町側からおっしゃられるのですが、これ、クライנגルデン、私も賛成した立場ですの言いたくはないのですが、先ほど午前中の一般質問で、利用者人数、合計で言いますと約400名ぐらい。交流館の利用人数とか、そういうお答えをいただきました。これ、まだ半年ぐらいですので、何とも言えないのですが、400名、500名のところに2億円かける。費用対効果と、それから27年度の平和台児童館に、2,000人に数千万円。施設改修だとか、かける。そういうことをかんがみて、東原児童館、開館までまだ時間がありますので、もう少し検討を、町長を含めて、していただければありがたいなというように思います。それについて、あと5分で

すので、もう1問だけ質問がありますので、答えは結構ですので、ぜひ検討していただきたいということで、お願いいたします。

あと、公園管理の…。

やはり、きちんと。再度、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、大林児童館、先ほどちょっと言いかけましたが、児童クラブの状況につきましてお話をさせていただいて。大林の児童クラブにつきましては、9月1日、今日1日現在で147名登録がございます。東原児童館の児童クラブは74名、平和台児童クラブは47名という状況になっているところでございます。決して多い、少ないということではなくて、現状としてこういう状況であるということをお知らせしておきたいと思っております。

それと、費用対効果、もちろんそれもございます。ただ、午前中の池田るみ議員からのご質問にもありますように、やはり費用対効果よりも平和台児童館の取り壊しを決めた一番の理由につきましては、建物自体が昭和54年に開設しておりまして、37年が経過しておりまして、現状、老朽化が非常に顕著になっているというのが、これが一番大きな要因です。昭和56年の建築基準法改正前の建物を安全に存続させていくためには、耐震改修等も必要になってきている状況ですが、現状では耐震改修しておりませんし、それには相当大きなお金がかかってしまう状況でもあります。先ほど申し上げました1小学校に1児童館という基本方針に基づきまして、統合して取り壊すと。一番は安全性の問題で取り壊していくということでございます。

野元議員が懸念しておられる、発達に課題のある子等の児童につきましては、これまでもそうなのですが、加配の職員を配置したりとか、建物の規模自体は大きくなってしまいますけれども、部屋がたくさんありますので、そういった個別といたしますか、大人数でやっているところと別の部屋で対応していくということも可能であるというふうに考えておりますので、そういった対応で、2館で運営していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員に申し上げます。制限時間が近づいておりますので、まとめてください。

○6番（野元三夫君） そうしますと、大林児童館の休館、古い方の建物は、これは耐震基準に適合されているということなのですね。小規模については、旧館で行うというような構想であるのですね。

○議長（古越 弘君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） 小規模は旧館ということでございまして、旧館の方にも部屋がいくつかありますし、新しい方にも畳の部屋とか小さい部屋がいくつもありますので、その場面、場面に応じて、こちらでやる場合もあるし、どちらの場合でもあるというところで、利用者の状況を見まして、現場の館長等の判断で部屋は選択していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 保護者の中には、本当にもう心配されている方も結構いらっしゃいますので、自律・協働のまちづくりから1小学校1館、1施設というような構想があつて、また耐震性でどうしようもないというお答えであれば、しようがないのかなとは考えますが、ぜひ再考していただきたいのと、もしどうしても再考がだめであるならば、保護者に丁寧な説明をしていただけることをお願いしたいと思えます。

最後に、公園のあり方についての質問、あと何分ほどございますでしょうか。

○議長（古越 弘君） あと3分。

○6番（野元三夫君） あと3分ですね。これ、回答は結構ですので、私が公園を見させていただいて、公園の遊具等の中で心配な部分がございますので、これを後日、どういう状況にしたかというのをまたご回答いただければ、私の方から町民の方に、こういう施設改修をしたよということを報告したいと思えますし、町の広報でそういったことを広報していただければありがたいと思えます。

雪窓と龍神公園には使用禁止のベンチや遊具がありましたが、その対策をどのようにされるのか。それから、龍神の杜公園の遊具案内看板、これが破損してしまつて、緊急連絡先等の電話番号が読み取れないような状況になってございました。

それから、3番目として、雪窓公園では砂場に雑草が生えており、砂場としての利用ができない状況でございました。それから、遊具のリフト、椅子の形のロープでこうやって引っ張って遊ぶ遊具だと思うのですが、これがグリスがなかったせい

で、全然動きが取れないようでした。もし子どもが乗っかって、落っこちてけがしてもいけないと思いますので、その辺の対策をしていただいて、また後日、ご報告をいただければありがたいと思います。

時間が迫ってまいったということで、私の質問をこれで終わりにしたいと思いません。中途半端で大変申し訳ございません。

○議長（古越 弘君） 以上で、通告3番、野元三夫議員の通告のすべてを終了します。

通告4番、小井土哲雄議員の質問は本人欠席のため、取り消します。

通告5番、市村千恵子議員の質問を許可します。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 通告5番、議席番号12番の市村千恵子です。私は「安心・安全な町づくりのさらなる推進を」と「公共施設の総合管理計画の考えは」について質問いたします。

まず1点目ですけれども、今年の4月14日に発生した熊本地震では、震度7を記録した益城町において災害対策本部である役場庁舎、標準的な耐震改修が進んでいたそうですが、損傷し機能不全となったほか、指定避難所でも総合体育館もつり天井や照明器具が落下して使用できなくなるなど、熊本地震では重要な防災拠点の損傷が相次ぎ、応急対応に支障があったということでもあります。このため、被災直後の業務継続が公共建築物の耐震化における今後の課題とされました。

当町においては、昨年度、平成27年ですが、公立学校の耐震化推進事業の中で小中学校の体育館、それから武道場などのつり天井やバスケットゴールなど、それからいろいろ校歌のあるような額とかありましたけれども、そういったものの落下防止の耐震工事が完了したところです。

公共施設の耐震化は進んでいるように思うわけですが、耐震化が必要とされるその一般住宅において、補助制度があるものの多額の費用がかかるため、耐震化診断それから工事などが進んでいないように思われます。

次の2点についてお伺いしていきたいと思えます。

1点目は、耐震シェルターやシェルターベッドへの補助の考えと、それから倒壊しやすいブロック塀などを撤去し、生け垣設置に補助する考えは、ということなのですけれども、御代田町内の既存建築物の耐震性能を確保するため耐震診断とその

結果に基づく耐震改修を促進し、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して、町民の生命、財産を守ることを目的に「御代田町耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」が、この28年3月に策定されたわけです。

計画期間は平成28年から32年までの5年間で、この計画によって町内建築物耐震化のための施策がされていくということなのですが、先ほども一般質問の中でも報告があったわけですが、その中に書いてありますように、建築物の耐震化の現状というところで、昭和53年の宮城沖地震の被害状況を受けて、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されたこと。

その後平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、旧基準により建築されたものについて、被害が大きかったことがわかったわけです。またこの地震により、6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、更にこの9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。こうしたことから、町においても住宅の耐震化を促進するため、平成19年度から住宅建築物耐震改修補助事業が実施されているわけです。

先ほども説明を受けましたけれども、町内の住宅状況は平成26年、町内の住宅総数、住宅、共同住宅、併用住宅があるわけですが、これが7,051戸。昭和55年以前に建築された住宅は2,593戸、全体で36.8%を占めていると書いてあります。

この町内の住宅の中で全体の9割弱を占める木造住宅の3割強が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は32%を占めていると。また、昭和55年以前に建築された非木造住宅の割合は約5%と低くなっているとあります。

耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である55年以前に建築された住宅のうち、耐震性を満たすもの及び既に耐震改修を行い、耐震性を有しているものを加えると4,881戸となり、町内における住宅の耐震化率は、現状では69.2%と推定されると表記されておりました。

町内には多くの方が利用するところがあります。町内に多数の者が利用する建築物は35棟あり、昭和55年以前に建築された8棟のうち耐震性を満たすものは6棟、56年以降に建築された27棟を加えた33棟が耐震性を有すると考えられている。したがって多数の者が利用する建築物の耐震化率は、現状では94.2%。

この耐震化率の今後の目標ということで書かれているわけですがけれども、平成32年における耐震化率の目標を以下のとおりとすると。住宅については耐震化率の目標を90%、多数の者が利用する建築物については耐震化率の目標を100%とするとあります。住宅においては1,350戸、多数の者が利用する建築物にあつては1棟の耐震改修が必要となると明記されているわけです。

そこで先ほども、一般質問があつて回答されていましたがけれども、今、状況は私の方から説明させていただいているので、実際、平成19年からこの耐震診断を受けた戸数というのがあつたと思うのですけれども、それによつてまた耐震工事をされたか、その点だけをお答えしていただきたいと思ひます。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。19年からの開始から今日までの診断していただいた戸数でございますが、9年間で延べ75軒受診いただいております。

詳細についてはもう1回説明した方がよろしいですか。

○12番（市村千恵子君） さっきちょっと聞き逃したのですけれども、耐震が0.7から1とか、その部分の戸数をちょっとお願いします。

○建設水道課長（大井政彦君） 診断結果は点数で示されておまして、倒壊する可能性が高いとされる「0.7以下」と判定されたものが58軒。倒壊する可能性があるとして「0.7以上、1.0未満」が8軒という結果になっております。

耐震性に心配を持たれている所有者が主に受診しているということもあつて、倒壊の可能性があると判定された住宅は75軒中66軒ということになっております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） すみません。耐震化診断によつて耐震工事を受けた軒数もちょっとお願いします。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。これまでの9年間では、その倒壊の可能性が高いと判定された58軒については耐震改修補助の対象にはなりますが、

耐震改修補助の利用実績というものはございませんでした。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 今、耐震診断を受けた方は75軒あったと、それで耐震がちょっと危ないよというところが58軒あったという報告だったわけです。

長野県もこの間、昨年27年12月に実施した住まいに関する県民アンケート調査対象者2,000人、長野県内に住む満20歳以上の男女個人に郵送で19市23町35村の計200地点、1地区大体10人を対象にアンケート調査を行ったそうです。

この結果から約3割の方が住宅の耐震性が不足していると感じていますと。

2として、住宅の補強はしたいが、本棚、家具などの転倒防止は行いたいと考えている方が最も多く、次いで倒壊せず避難ができる程度に住宅を補強したいと考えているとなっています。

3は、耐震対策を行わない理由として、資金的な理由により実施できない方が最も多く、次いで、後継者がいないため、お金をかける気にならないからというのが、アンケート結果からも出ています。

私もこの質問をするにあたって、御代田町町内で耐震診断を受けた方のお話を聞いたわけですが、その方は80近い方なのですが、リフォームもされた方なのですが、でも耐震という頭がそのときなくて、耐震工事はしなかったと。診断は受けたけれども、耐震工事をするにはやはりかなりお金がかかると。それで後継者もその家を、またお子さんが入ってきて住むというあれもないと。そういう中でお家に金をかけるより、自分のこれからの、どうなっていくかというところにお金をとっておきたいという本音を語られたわけです。

そういう中で、やはりちょっと、なかなか住宅耐震診断は無料ですが、耐震工事となるとかなり巨額のお金がかかるという中で難しいと思いますが、担当課とすれば、今後、推進計画が二期目に入って更に多分強化というか、進めろということで国からは来ていると思うのですが、実際に担当されている立場とすれば、その点はどのように考えているのでしょうか。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。先ほどの池田るみ議員の質問とも重複するわけですが、現行の耐震改修補助につきましては、1軒当たりの補

助対象額が120万円の事業としてございます。この額で本当に改修が可能かどうかということも確かに疑問なところもあるわけでございます。

例えば築100年以上の古民家なんかの中にはあると思いますが、果たして費用120万円で筋かいとか壁をはがしてまでそういったことを行うとすれば120万円では足りないのかなんていうことも確かに考えられるわけではございます。

その120万のうち、2分の1がその所有者負担、残りの2分の1が、要するに60万円が国土交通省11.5%、長野県が19.25%、町が19.25%という補助となるということで、町の負担は1軒当たりで最大で現行だと23万円ということになりますが、耐震改修は本当に、先ほども言っていますけれども、多額の費用を要するというので、なかなか1軒当たり60万円の補助では耐震改修まで実施しようという動機づけになりにくいのかなということが、改修が進まない要因の1つであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） そうですね。実際かなりの、56年以前に建築された建物を補強するというのは並半端な金額ではできないのではないかなと、そういう部分がやっぱりネックになっているのではないかなというふうに。

また更に建て替えという、町も計画の中に、5年間にわたって少しずつアップしていくというふうに予測しているのは、建て替えをしてくれるのではないかという希望的な観測が含まれているように思うのです。

耐震工事というと、本当にやはり巨額なお金がかかるという中で二の足を踏んでしまうと。

そういう中で、その方も「でも、自分の身は守りたい」と。倒壊するようなお家でも自分の身を守りたいと。そうしましたら、今、耐震シェルター的なものとか、シェルターベッドという、かなり落下物から防ぐようなものがあるということで、ちょっと私も調べたのですけれども、やはり直下型といいますか、南海トラフというか、東京とか静岡とか、やはり地震が起これるであろうというような市町村というか、東京も23区大体やっていますし、静岡県あたりも実施しているところが多かったのです。やっぱり長野県というとなかなかないのかなと思って調べましたら、やっぱり始めているところがございました。

茅野市では、既存木造住宅耐震シェルター設置事業ということで、地震による木造住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の一部を補助しますと。資金面などの理由で耐震改修が困難な場合でも、比較的安価で命を守ることができる耐震シェルターや防災ベッドを設置すれば、建物内に安全な場所を確保することができますので、設置をご検討くださいというような広報が載っております。

この耐震シェルターというのは、住宅内の一部に木造や鉄骨で強固な箱型の空間・シェルターをつくり、安全を確保するというものです。

防災ベッドというのは、金属製のフレームでベッドの上部を覆い、ベッド内の人を保護し、就寝中の安全等を確保するというものなのです。

それで、実際、諏訪市も実施しています。諏訪市もやはり、この耐震補強、それから現地建て替え、それから部分改修工事、耐震シェルターへの補助ということで、これは2分の1、最大60万円ということで実施されています。先ほどの茅野市は上限は20万円です。

それで、諏訪市はまだ住宅リフォーム制度というのを実施しているらしいのですが、この住宅リフォーム制度も併用できると載っておりました。

松本市も耐震シェルター設置補助ということで、シェルターと、それから上部に耐震保護機能を有するベッド、経費の2分の1の20万円という補助も行っていました。

長野県の東筑摩郡の生坂村でもやはりこのシェルターによる設置工事に対して補助するというのをやっておりました。

ですからやっぱり、長野県下においても実施しているところが出てきたというふうに思うわけですが、やはりその耐震工事が進まない中で、今の古いお家の中に一部分そういう退避できる場所というのを設置するための補助というものは考えられないでしょうか。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。今後、建築物の耐震化率というものが除却や建て替え等により徐々に向上していくというふうに思われますが、先ほど来の補助制度を利活用していただくことが更に耐震化を進めていくということになると思います。

市村議員の、1点目の耐震シェルター、シェルターベッドということですが、県内でも茅野市、諏訪市、松本市であるということですが、耐震シェルターやシェルターベッドにつきましては、地震で住宅が倒壊しても一部の居室や寝室、睡眠スペースというものが守られるという装置でございます。

既存の住宅に設置するということが可能なこと、住みながらの取り付け工事や耐震改修工事というものに比べて、短期間での設置ができるということ、また、大がかりな家屋の耐震改修に比較しまして、安価で施工ができるということなどから、現在首都圏でも、首都圏が本当に中心に耐震対策の1つとして注目されているところでございます。

それぞれにお住いの住宅を耐震化するということが、住宅にお住いの方、またその家族の命を守ることが、主たる目的の1つでございますが、耐震化の促進には個々の寝室だけではなく、地域全体をとおして地震に強い安全な町づくりという目的も現在あわせ持っているものだというふうに考えております。

ですから、個人の命も本当に大切ではございますが、地震によって建物が倒壊し、道路を塞ぎ、緊急消火活動の大きな障害となって復旧・復興の支障となるということも未然に防ぐ必要があるというふうに思っております。まず、そのためには1棟1棟の住宅の耐震化が必要ではなかとこのように考えております。

耐震シェルターやシェルターベッドについては、特に太平洋側の大規模地震が予測されている地域の都市部において、今後もっと普及していくかどうかというような段階でございますが、その普及活動や、その近隣自治体、また、こちらの方の近隣自治体の動向なども踏まえて、今後その扱いを検討していきたいというふうに現在のところ考えております。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 全体的なことということもありました。それで、ちょっと1点、かなり安価でって、安価ってほどのぐらいだということなのですけども、あるハウスメーカーが、これは一応、東京都の推薦を受けたこともあるらしいのですが、やはりこの企業は震災が本当に多くある中で、できるだけ安価で社会貢献的なことで開発してやっているというようなものがあります。

25万円ぐらいのもので、それで4畳半ぐらいのスペースを木で、木質耐震シェルターというのですけれども、それで強固に1つの部屋をつくると。そこに逃げ込

めば何とか、家の全体が潰れてもそこだけは潰れないという実験なんかも、ネットで見れば出ていましたけれども、そのようなところもあるという中で、ぜひちょっと研究をしていただきたいなというふうに思うところです。

次に移ります。次は、今、課長もおっしゃった緊急の消火活動、それから避難路というところで問題になってくるのが、倒壊しやすいブロック塀についてなのでありますけれども、これは23年9月の議会で1回取り上げたことがありました。

というのは、松本市が2011年、23年6月30日に長野県松本市で震度5弱というのがあって、かなり松本が被害を受けたのです。そのときにやはりブロック塀が倒壊して、道を塞いだり、それから避難路を塞いだり、その倒壊によって負傷したりとかある中で、松本の場合は地球温暖化ということも、かつてよく騒がれていましたよね、そういう中で緑地帯を増やすということで、ブロック塀を生け垣にすれば補助しますということだったのですけれども、私もその住宅リフォームが23年から始まりましたので、御代田町当町においても、やっぱりちょっと危険とされるようなブロック塀から緑化というか、木を植えたときに補助することをやらないでしょうかという質問をしたわけです。

でもそのときは、まだ23年にリフォーム助成制度を始めたばかりなので、その後どうなるかというのが全体的にそのリフォーム補助自体がどうなっていくかわからないという中では、答弁はなかったわけです。

今回はその住宅リフォームに引っかけerわけではなくて、この単独としてブロック塀の倒壊防止の観点からぜひ、このブロック塀、結構倒壊しやすいようなものを目にする場合もあるのですが、倒壊しなくてもちょっと危ないよというのをもうそろそろ変えたいと、特に56年以降に建てているお家のブロック塀なんかを補助対象としているところが県下でも塩尻市ですとか、長野市ですとか、松本市とかが実施しているわけです。

このブロック塀の撤去、そして生け垣にした場合ということもあるのですけれども、ブロック塀そのものを撤去することへの補助というのは、町では考えられないでしょうか。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。ブロック塀の撤去、またそれで生け垣というようなお話もあったのですが、ブロック塀を撤去して生け垣を設置された

らということでしたが、ちょっと個人資産、その個人の持っているもので、生け垣に変えるということが果たして、個人の人と同調できるのかどうかというのもあるのですが、この住宅の敷地の境界付近に樹木や塀を設けられている場合は多々あるわけですが、倒壊しやすいブロック塀というものは恐らく鉄筋等による補強がされていない、伴わないブロックを、軽量ブロックをただ積んだだけの塀が該当するというふうに思われますけれども、そうしたブロック塀は比較的古い住宅にあるのではないかとこのように思います。

大規模地震の際に、建物以外にも、外構等が被害を受ける可能性があり、ブロック塀だけに限らず、物置や植木、またガレージなどさまざまな被害が想定されるところでございます。

すべてにおいて補助などの支援が行き届くということがもちろん望ましいわけではございますけれども、限られた財源の中で、また被災した際の影響度合い等を考慮しますと、やはり優先先であるのは、母屋、住宅、建物であるというふうに考えております。果たしてその古いブロック塀が町内に何軒あるかということも把握はできておりませんが、母屋が本来優先的なのかなというふうに考えております。当町においても、そういうことで今後も耐震診断や耐震改修への補助を通じて、耐震化を促進していきたいと、先ほどから申しておりますが、そのように考えてございます。

ただし、その質問されたとおり、建物以外の老朽化した工作物や枯れた樹木、生け垣等についても、避難時に倒壊や倒木によって支障となってくるという可能性は確かにあると思います。それは何も古いブロック塀に限ったことではございません。建設水道課では、倒木も含めて倒壊等によって道路通行者に危険を及ぼす可能性があるのではというような地域の方々などから連絡をいただいた場合は、建設水道課の職員が現地を確認して、土地所有者や建物所有者等にその後の処置を、あくまでも個人の財産なものですから、お願いしているというのが現状でございます。

万が一、災害が発生し、災害の度合いにもよりますが、民地の工作物等が道路上へ倒壊したということによって通行の妨げになる場合、町としても早急に通行機能の確保、復旧に、通常の台風災害とかにつきましては、復旧にいつも努めておるわけですが、あわせて日ごろから、自らの敷地について災害に備えていただきますよう、意識の啓発も図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 今、なかなか個人資産に対してとか、ブロック塀だけに限らず、ほかの工作物もあるというの中で、一応御代田町のこの計画の中に長野県の地域防災計画指定の緊急輸送路というのがありまして、地震時通行確保すべき道路として、御代田町2路線ですか、指定されているわけですが、その一般国道18号線、軽井沢町県境から信濃町県境、それから主要地方道佐久軽井沢線、佐久市相生町交差点－御代田町国道18号交差点までですか、相生町交差点から、ということなのですけれども、やはりこういった緊急路として使うようなところの工作物というか建築物というところも町はしっかりと調査して、この沿道建築物の耐震化の促進を図るということなのですけれども、そこら辺は結構、大丈夫なのでしょうか。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。こちらにつきましては、建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、長野県地域防災計画というものによって、緊急輸送路が当町では2路線指定されているところでございます。

場所につきましては、先ほど議員がおっしゃった2路線でございますが、国道18号と主要地方道佐久軽井沢線、いわゆる小田井のセブン－イレブンの辺からずっとまっすぐ来てスズキ自動車さんから馬瀬口の創作館の方にまで行くまっすぐな道路でございます。

こちらについては、輸送路として2路線指定されたわけですが、県と連携して指定路線沿道建築物の耐震化を推進しますというふうに謳っておるわけでございます。御代田町地域防災計画における緊急輸送路の指定に関しては、まだ検討し、沿道建築物の耐震化を推進しますというふうに謳っております。

この道路につきましては、2車線確実に確保されているわけございまして、比較的通行の妨げになるようなものがないような道路環境下にあるのではないかと、いうふうに、今のところ考えております。そんなことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 地震というか、本当に災害というのはいつ起こるか、それで今まで大丈夫と言われていたところでさえも、今回、熊本のように起こっているわけです。

当町には、先ほどの答弁にもあったように活断層が見られないので、比較的大丈夫ではないかというお話もあったわけですがけれども、やはりどこでどのようにやってくるかわからないこの天災に対して、なかなか耐震工事が進まない状況の中、啓発もされていくとは思うのですけれども、備えの方の、こういった耐震シェルター、耐震ベッド、それからブロック塀の除去ですか、そういうところにもちょっと補助制度の検討もしていただけたらなというふうに思うところです。

次に「公共施設の総合管理計画の考えは」についてお伺いいたします。

昨年策定した総合戦略にもありますように、町の公共施設においては計画的に維持管理や長寿命化、更新等を行う必要があると明記されています。総合管理計画の考えはということでお聞きしたいと思います。また現在、やまゆり体育館において、洋式トイレの改修を望む声があるわけですがけれども、改修工事などの考えはということでお聞きしたいと思います。

2012年、24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル事故が大きなきっかけとなり、高度成長期の1960年代から1980年代に整備された多くの公共施設が一斉に老朽化を迎えていることに対する危機感が高まっています。

政府は2013年にインフラ長寿命化基本計画を策定し、これを受けて直ちに総務省から全国の地方自治体に対して、みずから保有するすべての公共施設を対象として、公共施設等総合管理計画を策定することが要請されたということです。

総務省からは同時に、計画策定の指針が示されているということでもありますけれども、当町においてはこれを策定する考えがあるかというよりは、もうつくらなければいけないのではないかなというふうに思うのですが、その点をお聞きします。

○議長（古越 弘君） 萩原企画財政課長。

（企画財政課長 萩原春樹君 登壇）

○企画財政課長（萩原春樹君） お答えいたします。ご質問のとおり、御代田町総合戦略において、基本目標4「人と自然が共生し、安心して快適なまちをつくる」の基本的な方向としまして、公共施設においては、計画的に維持管理、長寿命化、更新等を行う必要がありますと明記をしております。こちらは、公共施設等総合管理計画を

指しているものでございます。

市村議員のおっしゃるとおり、この計画の策定に向けての背景には、これまで整備をしてきました公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるという一方で、財政は依然として厳しい状況が見込まれるため、全施設について、更新、統廃合、長寿命化を検討する必要があること、それと山梨県の中央自動車道笹子トンネルの事故のような施設の老朽化に起因する重大事故を未然に防ぐ必要があることなどがございました。

これらの課題を解決するために、国では25年11月、インフラ長寿命化基本計画を示し、財政状況をもとにした施設等の管理、更新にかかる全体的な方針、施設の種類ごとの方針としまして、行動計画を平成28年度末までに策定あるいは個別施設ごとの維持管理や更新の計画とした個別計画を32年度末までに策定することを計画してございます。

行動計画の策定につきましては、平成26年4月22日に公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が示されまして、これを受けて各自治体でインフラ長寿命化計画を策定することとなりました。

町ではインフラ長寿命化計画が示される以前からその必要性を感じていたということから、平成26年度に独自で施設等維持管理計画、こちらは個別施設ごとの計画でございますが、作成してきました。現時点では、こちらにつきましては修繕等を計画的に予算措置するための活用にとどまっているところでございます。

現在では平成28年度末までの策定を目指しまして、国の指針に沿ったインフラ長寿命化計画であります、御代田町公共施設等総合管理計画の策定準備を進めているところでございます。

この御代田町公共施設等総合管理計画の策定の目的ですが、長期的な視点から、各課で管理しますすべての施設等を対象に更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行いまして、財政負担の軽減、あるいは平準化を図ることとしております。

具体的には、中長期的に町が財政的に成り立つようにすること。町づくりを考えたときに、建物やインフラをどのようにしていくか考え方を示すこととしております。

なお、御代田町公共施設等総合管理計画の位置づけとしましては、施設管理等の長期的な方針を決める計画でございます、この分野に関しては最上位の計画とさ

せていただきたいと思っております。また、長期的な財政運営の担保をする上で重要となるものです。そして施策の再編、使用料の見直し等と密接に関係をするため、長期振興計画等と連動をするものというふうに考えております。

今後のスケジュールの目標としましては、今年9月から12月までを町内検討委員会の開催、また、その内容について検討をしまして、できたら、12月、議会の全員協議会で計画案の説明をしてみたいと。その後、パブリックコメントを実施しまして、3月にはこの総合管理計画の策定あるいは公表をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

なお、本管理計画については、今後の御代田町の重要な計画となるものでございます。十分な検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） これから検討委員会を立ち上げて、12月には全協に説明して3月には公表ということで、策定していきたいというお話でありました。

26年度から修繕を行ってきたということなのですけども、どの部分を、修繕を行ってきたわけですね。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） 26年度から策定したものにつきましては、町の実施計画あるいは次年度の予算見積もり、こちらの参考と申しますか、そういった形で使用していくものとして、今後何年かの中長期的なその施設の修繕計画ですとか、建て替え計画、そういったものを策定したものでございまして、今回のような、非常に詳細なものではございませんでした。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） これからその全体の町の施設を、全体を見ながら、統廃合、それから長寿命化、それから中にはもう更新ではなくて、そのまま終わりというか取り壊すようになっていくのかなと思います。

国の方でも、地方財政が厳しい中で、都市再生整備事業に関してもなかなか交付金が下りてこない中、なかなか整備が進んで行かない状況の中で、こういった公共施設の更新とかになってくると非常に地方財政を圧迫するのではないかなという事は思いますが、でもしかし、公共施設もかなり老朽化すれば、いろいろな面で

災害を引き起こしたりしますので、それはもう計画的に細かに緻密に修繕計画なり更新計画なりを立てていくということなので、実際にそれをしたいなというふうに思います。

そういう中で、今現行ある施設の中で、やまゆり体育館もかなり古いのではないかなと思うわけですが、やまゆり体育館を現在使っている中で、特にここ何年か、保健福祉課が主催で行っている老人スポーツ大会が、ここ2年ぐらいだったと思うのですが、やまゆり体育館を使うようになって、やっぱり高齢者の方もそうですけども、その洋式のトイレがないということがとても不便に感じておられるということで、かなり多くの声をいただいたところなのですが、このやまゆり体育館の洋式トイレの修繕というのは考えていないでしょうか。

○議長（古越 弘君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それではやまゆり体育館のトイレのことで答弁します。社会体育施設のうち、体育館として使用している施設はB & G海洋センター、それからやまゆり体育館、ヘルスパイオニアセンターの3施設でございます。

そのうちのトイレの状況ですが、B & G海洋センターは既に洋式化されております。それから、ヘルスパイオニアセンターについては、屋外ではありますが、共用のトイレが設置されて、そちらが洋式化になっております。やまゆり体育館だけが洋式トイレになっておりませんので、この部分は教育委員会では、洋式化を進めるように計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 非常によかったです。やはり高齢者の方のみならず、利用される方にとっては、やっぱり洋式トイレは非常に重要なことなというふうに思いますので、ぜひ早急に進めていただければということをお願いします。

本当に、公共建築物は災害時には、庁舎の場合は被害状況の収集や災害対策指示などが行われ、学校は避難場所として活用されたり、町営のはございませんけれども、病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急対応の拠点として活用されるわけです。

このために災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、先ほども耐震化も進

めるということはもちろんでありますけれども、やはり公共施設等総合管理計画もしっかり立てながら、財政との整合性も図りながら、しっかりと実施していただけたらなということを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（古越 弘君） 以上で、通告5番、市村千恵子議員の通告のすべてを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午後 3時20分）

（休 憩）

（午後 3時32分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

会議規則第9条第2号の規定により、本日の会議時間は議事の都合であらかじめこれを延長します。

通告6番、五味高明議員の質問を許可します。

五味高明議員。

（3番 五味高明君 登壇）

○3番（五味高明君） 通告番号6番、議席番号3番、五味高明です。今日5人目ということで、大分皆様お疲れかと思いますが、最後までおつき合いをお願いします。

8月中旬以降は台風の影響等々で曇りの日や雨の日が多かったわけですが、今も台風が来たりしていますけれども、気温の方は西日本は平均的に平年より高いというふうに聞いていますけれども、このあたりは平年並みということで、9月に入って過ごしやすくなってきたかなと思っておりましたら、この2、3日は非常に暑い日が続いております。

今年の夏も去年と同じように非常に日本列島は連日の猛暑日が続いて、非常に暑い夏でございました。また一方、例年のことですが、第98回全国高校野球大会や、今年は特にリオ五輪ということで、日本中を大変熱くしてくれました。

ことに連日メダルラッシュに沸いたリオ五輪は日本中に歓喜と感動を与えてくれました。そして日本は、皆さんご存じだと思いますが、史上最多のメダル41個を獲得ということで、今回特に目立ったのは史上初という「初」、そして久しぶりの「ぶり」、この活字が連日新聞紙上を大変にぎわせました。これは私なりに解釈して、進化と復活を意味するもので、20年の東京大会に弾みをつけたのではないかとそんなふうに考えております。また、奇跡の逆転勝利に代表される粘り強い闘

いが多くあり、最後まで諦めないことの大切さを教えてくれた五輪ではなかったかと、そんなふうに考えております。

また、今日はたまたま、リオパラリンピックの開会日ということで、朝、テレビを見ていたら放映しておりましたけれども、また日本中に歓喜と感動を与えてくれるのではないかと考えております。

さて、本題に入ります。今回の質問は通告してありますように、1番として「地方創生事業について」、2番目として「メルシャン跡地への企業誘致について」、3番目として「職員健康診断について」の3点を通告してございます。いずれもこれまでも質問している件名であります。今回少しできればまとめていければいいなと、こう考えております。

まず最初に「地方創生事業について」であります。これは平成31年まで続く5年スパンの事業ということで、都度確認をさせていただくことになるかと思いません。6月の定例会のときでも一般質問で事業全体の「見える化」をお願いしているわけですが、今回は次の3点について通告しております。

まず1番目として、国の地方創生先行型交付金、この中には基礎交付と上乗せ交付がございまして、これを活用し、平成27年度に実施した10事業ですが、本来ですと全部お聞きしたいのですが、時間の関係もありますので、10事業のうち、移住促進事業、創業支援事業、就労支援事業、空き家調査事業、この4事業につきまして進捗具合や有効性の検証がどうなっているのかということをお伺いしたいと思っております。

2番目に地方創生推進交付金に対する事業活用を考えているかという質問でございまして、国の地方創生交付金には第1弾で先行型というのがありました。第2弾で加速化交付金というのがあり、それで今の第3弾として推進交付金というのがあるわけですが、当町にあっては第1、第2弾の交付金については職員の皆様のご尽力のおかげで採択されて、事業が進んでいるわけでございます。しかし、第3弾の推進交付金についてはいまだ提出されていないやに聞いております。そこで、この推進交付金についてどのように考えられているのかをお伺いします。

最後の3番目ですけれども、町総合戦略に基づく各種事業の「見える化」の進捗ということで、これは6月の定例会の一般質問で10月末を期限に作成するというご回答をいただいておりますが、その進捗を確認させていただきます。

以上3点につきまして項目ごとにご回答をお願いします。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それではお答えをいたします。

国の地方創生先行型交付金を活用しまして、平成27年度に実施しました10事業等の進み具合、有効性の検証はどうなっているのかとのご質問でございますが、平成27年度に地方創生先行型交付金を活用して、繰越事業として実施をした事業が4事業ございます。総合戦略策定事業、空き家バンク事業、交流イベント開催、消防団の備品購入事業、この4事業でございます。それと、地方創生先行型交付金の上乗せ交付分を活用して実施をしました4事業ですが、こちら浅間高原アート発信事業、空き家調査事業、創業支援事業、降雪時の子育て支援事業の4事業、プラスしましてこれら8事業につきましては、すべて事業が完了した状況になってございます。

そのほかに地方創生加速化交付金を活用した事業としまして、28年度に繰り越しをした事業としまして、NPO法人化支援事業、公共交通ニーズ調査事業がございます。こちらにつきましては現在事業執行中という状況になってございます。

こちら、事業を完了しております8事業等の有効性の検証についてということでございますが、こちら28年6月17日付で内閣府の地方創生推進事務局から地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金、こちら地方創生先行型の事業になりますが、効果検証についてとの通知がございました。担当者レベルではございますが、実績の値を踏まえた上で事業の今後について回答をしたところでございます。

担当者の段階でということございまして、当初の指標値に対する本事業終了における実績値を明記し、それが実際に効果があったものなのかどうかというところを回答したものでございます。

総合戦略策定業務につきましては、冊子にしまして完了して、計画が策定されております。

あと、移住促進事業でございます。こちらについては空き家への移住者数あるいは交流イベントの参加者数というところで事業の指標を事前に提出してございましたが、交流イベントの参加者数50人に対して38人といったところで、地方創生に相当程度効果があったものと認識をしてございます。

あと、空き家調査事業でございます。当初では利用可能空き家数としまして5戸というような指標値を提出しておりましたが、本年度本事業終了における実績としましては41というような数字になっていると、地方創生に非常に効果があったと。

あと、創業支援事業でございます。こちら創業者数を1人ということで見込んで行いました。最終的には1人の創業者があったという中で、こちらも非常に効果があったものであるというところでございます。

あと、就労支援事業というようなことで、こちらも事業を計画したわけでございます。新規就労者数として2名の指標を提出してございましたが、こちらは残念ながら、こちらの事業の利用者がいなかったというような状況の中で、効果がなかった事業として報告をさせていただいたところでございます。

なお、これら事業に関しましては、外部評価による効果検証も実施をしたいということで考えているところでございますが、御代田町の「まち・ひと・しごと創生有識者会議」による外部評価、こちらの方を予定しております。御代田町の人口ビジョン、総合戦略の効果検証とあわせて行いたいと考えていることから、こちらの実施時期につきましては本年12月ごろを予定しているところでございます。

続きまして2点目の地方創生交付金に対する事業活用は考えているのかとのご質問でございます。

こちらの事業に関しましては、28年度の当初予算でもある程度の事業を計上してございましたが、県の交付金採択というようなことで、そちらの事業で実施することになったという状況もありまして、本補正予算の上でも計上をしていないところでございます。この件に関しましては、その都度庁内の方に、企画財政課の方からそれぞれ関係する事業ができないかというようなことで、アナウンスをしたところでございますが、そちらの、なかなか活用案が出てこないのが状況でございます。

そんな状況の中で現在町が単独で申請をするものとして、道交付金、それと写真フェスティバルに対するもの、この2点について検討をしている状況でございます。まだまだ構想の段階で、こちらを直ちに申請に至るという状況ではございませんが、今後こちらについて十分検討をして、この事業に関わらず、別の交付金事業でも採択が可能ではないか等の検討を重ねた上で申請をしていきたいというふうに思っております。

それともう1点でございますが、ほかの自治体と連携して申請するものとして、

1点検討されるものがございます。こちら産業経済課の方で担当しております。

小諸市から有害鳥獣、鹿の商品化事業について一緒に検討していったらどうかというような問い合わせがあったと、そういう話を伺っているところでございます。こちらについては小諸市の方では御代田町だけではなく、近隣の市町村と連携した形でこの有害鳥獣の商品化を進めていきたいという計画で進めてきておりまして、町でも本事業に参画というようなことで、保冷库の予算計上等をしてきているところでございます。こちらにつきましては今後実施に向けて協議を進めていくという状況になろうと考えております。よろしく願いいたします。

それと3つ目ですが、町総合戦略に基づく各種事業の「見える化」の進捗状況はとのご質問になりますが、各課に第5次長期振興計画及び御代田町の総合戦略の進捗管理表ということで作成をしまして、提出を求めているところでございます。こちらにつきましては来年度以降の事業の実施計画と合わせて策定を依頼しておりまして、今月下旬に提出をお願いしているところでございます。

こちらにつきましては長期振興計画と総合戦略に記載されている事業について全期基本計画期間、32年まで全体における現時点での進捗状況あるいは今後の事務の流れを記入していただくということで、様式の設定をしてございます。こちらを担当課の方で作成をすることによりまして、改めて実施すべき事業の認識やスケジュール配分、こういったことを再確認あるいは今後の目標とするということを目的としているところでございます。

当然、企画財政課としましても、事業の進捗状況ですとか、担当部署を把握する上で大変重要な資料になるというふうに考えているところでございます。現在作成中ということで、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） どうもありがとうございます。今、3つについて回答をいただきましたけれども、その中で私が思っていることも大分言っていて、ある意味安心をしたのですけれども、やはり1番目の有効性の検証、これは各担当の課が評価検証することは当たり前なのですけれども、先ほど10月が11月めどですか、まち・ひと・しごと創生有識者メンバー会議による評価検証もやると言われたので、一安心なのですけれども、もう1つ、総合戦略を策定するとき、まち・ひと・しごと創生推進本部メンバーというのもあると思うので、そういったメンバーの評価

検証も含めて、次の事業に続けていっていただければいいかなと。

というのも、当町、いろいろな場面で説明を聞いていますけれども、いわゆる不足していると思うのが、いわゆる管理のP D C Aサイクルの中で「C」すなわちチェック機能が不足しているのではないかと感じております。

これは昨日お聞きした27年度決算の監査委員の所見の中にも記述されておりましたけれども、これはこの手法を活用して、まず行政評価をしっかりと進めていっていただきたいなと。

事業として終わったという話でしたけれども、28年度も創業、就労支援とか空き家の事業というのは別の形で継続しているわけですから、この辺の評価を踏まえて28年度の事業の推進の中で役立てていただきたいなと、こう思っております。

それと2番目の推進事業です。これは前も言ったように非常に政府が方向変換というか、非常にこの制度そのものがハードルの高いものになったということで、では何がいいのかということであのときも申したと思うのですが、たまたまこの後質問するアマナさんとの関係になります。さっき写真フェスティバルと言われていましたけれども、私もこの政府の言っている「先駆的事业」とは何なのという中に「企業とのコラボレーション」というのが明確に示されておりますので、これはぜひこの後アマナさんとの進めている中の話になりますけれども、ぜひコラボレーション事業を念頭に置いて推進交付金を利用した事業展開をお願いしたいなと、こう思っております。

それでは次に参ります。2番目の「メルシャン跡地への企業誘致について」ですが、メルシャンを活用して、文化事業を展開したいというアマナさんを紹介され、町がメルシャン跡地を取得した当初から考えていた文化事業を展開する事業者への誘致というニーズに合致している企業であること、アマナの社長がこの事業展開に非常に熱い思い、強い思いを感じているということ、上場企業であること、すばらしいプレゼンテーションを聞いたことなどから町も議会も聞いて非常に好感触を持ったのではないかと。ちょっとある意味舞い上がっている感がするのではないかとというふうに私は感じております。

もちろん私はこの話は進め方によっては非常によい話であり、ぜひ成功させたいと思っている一人ではありますが、よい話ほどどこかに落とし穴があるものです。冷静に見極めていかなければいけないかなと、こんなふうに考えておるわけです。

そこで、以下の3点を質問させていただきますということで、通告してありますけれども、アマナさんの信用調査は完了しているのか、現在までどの程度進展しているのか、今後どのように進めていくのかということでございます。

この1番目にアマナさんの信用調査は完了しているかについてですが、完了しているとすれば、どんな調査方法を実行して、その結果はどうであったのか、仮に完了していないとすれば今後はどうするのか。我々民間企業育ちですと、新規の取引先という場合は、いわゆる信用調査とか同義語ですけれども与信調査というのは、これは常套手段でやっております。

2番目に現在までどの程度進捗進展しているのかということです。私が把握しているアマナさんに関する経緯としては、まず平成27年8月にメルシャンを活用した文化事業を展開したい企業として紹介されたということ。

9月初旬に事務レベルで話を聞いたということ。

10月9日、町を対象とするプレゼンをアマナさんから受けたということ。

11月ごろ、町長と総務課長がアマナさんを訪問し、町の意味を伝えたということ。

12月11日、12月の定例会全員協議会でアマナさんによるプレゼンテーションが行われたということ。

平成28年1月7日、平成28年になりまして、新春祝賀会でアマナさんの社長さんを紹介されたということ。

2月17日、議会運営委員会が視察研修の中でアマナさんを町長ともども訪問したということ。

この7月28日から29日にかけて北海道東川町の写真イベントを町長、議長ほか視察したという、この程度でございます。

このほかに、現在までにどんな交渉をされて、具体的に進んでいる内容はどんなことかをお伺いします。

3番目に、今後どのように進めていくのかということでございます。これも2番目のお話を聞かないとわからないのですけれども、前向きな交渉となっているときには、先ほど触れた政府の言っている先駆的な事業ということで、アマナさんとのコラボレーションを盛り込んだのを、ぜひ推進していただきたいなど、こう思っております。

以上3点につきまして、項目ごとにご回答願います。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

初めに、株式会社アマナの信用調査は完了しているかのご質問でございます。こちらにつきましては民間の調査会社への調査は現在しておりません。ただし、独自で連結貸借対照表や連結損益計算書、定時株主総会の資料など、こちらの方を入手をしまして、識見を有する方々にご意見あるいは見解といったものを伺っているところでございます。

それと、東洋経済新報社が発刊をしています「会社四季報」により、経営状況の確認をさせていただいてございます。

内容につきましては平成27年12月、昨年の決算におきまして、株式会社アマナの当期純損失、こちらの方が多額な金額が計上されておきまして、また、株主に対して無配当であったというような経営状態にありました。

しかし、その後四半期の決算の状況等を引き続き確認をさせていただいております。こちらでは広告制作は、飲料、自動車を軸に、動画撮影、ウェブ制作、グラフィックが想定超の好調ということでございました。

それと外注費につきましてはなお重いですが、大量採用の非正規職員を出来高制に変更ですとか、赤字の情報発信店舗も要員圧縮に人件費とのれん代の軽減が進みまして、利益が浮上していると。更に上振れ余地の状況で各株主に対しての配当も復配かというような記事が「会社四季報」にございまして、大分回復していることが読み取れました。

なお、この件に関しましては、経営状況に関しましては、本議会の全員協議会でアマナさんの方から直接報告をしていただきたいということで、お願いしているところでございます。

なお、こちらの状況については逐次、四半期ごとの状況等、今後も引き続き注意深く状況を見ていく必要があるというように考えているところでございます。

続きまして、2番目の現在までどの程度進展しているかのご質問でございます。昨年の12月11日の日に議会の皆様にプレゼンをしていただきまして、こちらのアマナさんの方がそれぞれ紹介されたところでございます。

今年度に入りまして、具体的な交渉に入っております。6月17日の日には、

こちらから参りまして、メルシャン跡地の用地の金額の提示を実施したところでございます。

それと7月28日から29日あるいは30日までということで、先進地であります北海道東川町の視察を実施しました。こちらにつきましてはアマナさんと同行しまして向こうでも多少具体的な交渉をさせていただきました。

そして8月12日の日にアマナさんの方でこちらに来庁されまして、こちらから金額の提示をさせていただいた状況であるのですが、アマナさん側の希望額について文書で回答をいただいたところでございます。

現在、こちらの用地の売却等につきましては、早期決着を目指しまして、交渉しているところでございますが、こちらの提示と向こうの希望価格に乖離がございます。これについてどのように打開していくか、庁内で検討をしていくと、こちらが今課題となっております。

それとあわせまして、同時進行でアマナさんが希望する写真フェスティバルについて検討を開始しました。担当者レベルでの協議というようなことで、こちらにつきましては8月29日そして9月6日に具体的な協議に入っているところでございます。

更に今後につきましては月2回程度この協議の場を設けて、更に進めていきたいということで計画をしております。今後、内容ですとか規模、財源といったところを詰めていきたいということで考えております。

それと、3番目の今後どのように進めていくかというご質問でございます。売却価格につきましては、近隣市町村等、土地の取得にかかります補助策、企業誘致にかかる補助策といったものもございますものですから町としてもその検討を更に進めまして交渉を速やかに継続をして、早期決着をしたいというふうに考えているところであります。

それと、写真フェスティバルの関係ですが、先ほど申し上げましたとおり、庁内のプロジェクトチームをつくりまして、町の身の丈にあった事業でスタートをしたいという考えのもと、協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 回答ありがとうございます。一応、今、お話を聞きましたので、

ちょっと再質問ということで話させていただきます。

1の信用調査という話をなぜここで持ち出したかということですがけれども、これは昨年12月の全員協議会でアマナさんのお話があったときに、私の方から「信用調査は終わっているのか」という質問に対しまして、「今はその段階ではない」と、そういう答弁をいただいておりますので、改めて今日質問をさせていただいたわけでございます。

信用調査の中にはいろいろ内部調査とか、直接外部、依頼調査とかいろいろあるのですがけれども、これはどの調査がいい悪いということを行っているわけではなくて、その辺は調べて、独自で調査されているということなので、それはそれでよろしいのですがけれども、今回そういうことで質問と、今、決算状況、今回特に懸念していたというのがアマナさんの、今お話がありましたけれども、27年度の業績です。私が思うに新しい事業をその会社が起こすというときには、財政的な裏づけがあって初めて成り立つものだと、そういうふうに思っておりますので、昨年の決算報告を見るとちょっと悪いと。

別にこれを、数字というのはインターネットを見れば公開されている数字でございますので、そちら側の答弁の答えになっていませんでしたけれども、私の調べた範囲で、皆さんいらっしゃるのでもちょっとご報告させていただきますけれども、昨年は売上高が196億4,500万ということで、前年度に対して13億2,000万の減収になっております。そして営業利益が10億2,900万の赤字ということです。経常利益では11億8,100万の赤字、当期純利益においては14億6,600万の赤字という、びっくりするような決算内容であったと、こういうことでございまして、ずっとさかのぼって24年から調べますと24年、25年、26年、これはそれぞれ当期純利益で300万、3,800万、700万というように出ているのが、27年度は14億というようなどてつもない欠損を出しているということで、ちょっと心配になったということでございます。1年で資本金の10億9,710万円を上回る欠損というのは非常に大きなものだなというふうに考えております。

ただ、バランスシートを見ますと、純資産が14億6,300万残っておりますので、前年度からはやっぱり14億も赤字を出しているのでも半減しているのですがけれども、累計でプラスになっているということで、ここは一安心なのではございます。

先ほど答弁の中にもありましたように、配当が24、25、26年というのは15円配当を維持していたのが27年は無配と、こういうことでちょっと心配だなということでございます。

このような決算内容なので、本当にうちのメルシャン跡地購入を決断してくれるのかなという心配と、更には写真美術館の事業をやるということなのですけれども、これは長く継続してやっていただけるのかなという懸念を私は感じて今回の質問に立っております。

今回の事業は、ただ用地を売ればよいという事業ではございません。写真美術館を通じて文化事業を当町で継続していただかなければ意味がないわけです。購入してすぐ転売というようなことは絶対に避けなければ、町本来の目的が損なわれる可能性があるわけです。この歯止めを絶対にかけておく必要があるかなと、こう思っております。

このように非常に大きな欠損を出したりしている中で、先ほど28年度の予想は3,400万の当期純利益を目標にしてやって、確かに第一四半期を見ますと黒字になっておりますが、今までの利益を見ても十何億という単位はないので、28年度がプラスに転じたとしても心配は残るかなと思っております。

調べた結果の結論をいろいろな人に聞いたりあれしたりしているということですが、その辺を含めてこのような状況の中で、町長はどのように考えているのかをお聞かせいただければ幸いです。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 今、議員さんの方からご心配のご指摘もあったわけですが、私どもとしてもその点はやはり同じ思いでしたので、できる限り信頼のおけるところに、経営状況について調査をお願いした中で、当初思っていたような不安な状況ということもいえない状況であるということは一安心しているところです。

この事業につきましては、先ほどお話がありましたとおり、メルシャン跡地の土地を売れば終わりということではないということで、そのとおりであります。アマナさんとしては、写真と申しますか、そういう業界では非常に大きな力を持っている会社、日本の中でも有する会社になっているわけですが、アマナとしても写真の文化というものをこのメルシャン跡地を活用して広げたいという考えであ

りますし、町としてもこの一大事業を通して写真をメインとしたまちおこしといえますか、まちづくりといえますか、こういうこととして考えておりますので、そういう意味で言いますと、これまでのまちづくりの流れというものを大きく変えるような事業であると思っております。

一番危惧しなければいけないことは、この事業を始めたのはいいけれども、後々に財政的な負担を与えてしまったりとか、まちづくりの重大な支障になるということは何としても避けなければいけませんので、そこは最終的には慎重に対応していきたいというふうに思っております。

今、どなたもきつとご心配なのは、その土地を購入したけれども、事業がなかなかうまくいかなくなって途中で土地を転売というご心配だと思うのですが、現在町としましては、企業誘致、こうしたことに対して土地の購入費などに対する、今まで申し上げているのは土地の購入費の2分の1、1億円程度の補助というものを考えていますよということは議会で申し上げておりますけれども、どこでもそうなので、そうした補助金を出すということについては当然縛りを、例えば何十年間はちゃんとやってくださいねと、そうならない場合には補助金を返還していただきますよとか、そういう縛りをどこでも、補助金を出す以上、当然そういう状況にしておりますので、その点は変な状況にならないようにだけはきちんと規制はしていかなければならないと。これはそのとおりに思います。

これからの進め方、今だいぶアマナさんとはいろいろな、どのようにしていくのかということでこの間協議の頻度を高くして進めておりますので、その状況に応じて来年度、新年度から、それに対応するようなものを新しくつくっていかねばいけなかなとも思っておりますので、現在はまだそこにまで至っておりませんので、事業の進捗によりましては、来年度からちょっと本格的に事業を始めていくという形になるかなと思っております。以上です。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 今、ご答弁をいただきました中にちょっと入ってはおりましてですけれども、あと2点ほど、時間もあれですけれども質問させていただきます。

先ほど企画財政課長の話の中で土地の売却について価格提示をしたというお話がございましたけれども、その後町長の答弁の中で、例の3月議会で町長が言っていた用地を取得した企業に対する補助、1件の上限は1億程度だとするというお話

があって、この支援、これはまだ制度設計の段階ではないかなと思うのですけれども、提示した価格というのは、この辺を加味した価格を提示したのか、はたまた、それとは別に、成約した場合には、またこういった制度で支援をしますという形でしているのか、そこをお聞きしたいのですけれども。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをさせていただきます。こちらから提示をさせていただいたときには、まず土地自体の価格としていくらです。あと、町では今、こういう補助金を検討しております、その金額については1億程度でというような交渉の内容で話をさせていただきました。最終的にはその差引額をというような提示をさせていただいたところ です。以上です。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 了解です。あと1点、3番目のこれからどう進めるのかということの1つなのですけれども、アマナさんと打ち合わせの中で、写真フェスティバルの事業について打ち合わせもしているというお話がございましたけれども、私としてはぜひ国の推進交付金を使った事業に持っていくのが一番ベストなのかなと、こう思っているのですけれども、たしか私の調べた段階ですと、この第2回目のこの推進交付金の手続の締め切りが9月末日ということで、もう1カ月を切った状態にあるのですけれども、この辺も含めて、このアマナさんとの今回の全協で、またお話があるということなので、それからまた急激に進展するかもしれませんが、どの辺をめどにしているのか、最終的に契約する何かをですね。

それと、あとこれはちょっとあれなのですけれども、たまたま1月7日の新春祝賀会の席でアマナの社長さんとお話した中で「時期は」という私の質問に対して、アマナの社長さんは「役場庁舎が完成する時期に合わせて、一緒に使用開始をスタートしたいんだよ」というような考えをお持ちでしたけれども、この辺は何か交渉の中でありかとか、その2点についてお願いします。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをさせていただきます。これまで交渉を進めてきて、アマナさんとして、実際に取得をいつごろということ で質問させていただきました。回答としまして来年の夏ごろ、6月ごろを目途に考えているという状況でございました。美術館の件につきましては、役場庁舎が完了した後からというよ

うなことになるかと思えますけれども、用地の取得については、来年の夏ということでご回答をいただきました。

それともう1点、交付金の事業でございますが、議員おっしゃるとおり、第2回の締め切りは9月という状況がございまして、現在それに合わせて申請は非常に難しい状況になっております。ただ、ほかの交付金の状況も、使える交付金があるというような、アマナさん側からもお話をいただいているところです。使用可能な交付金を見定めまして、ぜひこの事業に、実施するからにはそういった国の交付金も利用して進めていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） わかりました。14日に全協があるということで、また詳しいことはそこでいろいろお伺いしたいと思います。この件はそういうことで。

最後に「職員健康診断について」ということで通告してありますが、この件につきましては、昨年12月議会の一般質問で質問をさせていただきました。そもそも、26年度以前は健康診断委託料が平均年約100万であったものが、27年度、補正を含めて約200万と、倍に膨れ上がったということでご質問をさせていただきました。その要因の1つに、御代田中央記念病院の定期健康診断の辞退が絡んでいるものでした。そこで今回27年度の決算が出たというところで、もう一度レビューをして、今後につなげていければと思い、今回の最後の質問になりました。

3点というのはまず1番に、平成27年度職員健康診断委託料の決算内容はどういうことですが、時間もありませんので、当初予算額に対しての実績と、補正予算額に対しての実績、あと合計でどうであったかの数字だけで結構ですので、1番はお願ひしたいと思います。

2番目ですが、平成26年度以前と比べて何がどう改善されたかという質問ですが、27年度は予算増額及び内科健診については御代田町記念病院が辞退したために、浅間病院に委託したとのことで、結果として何がどう改善されたのか、この辺があればお話を聞かせていただきたい。

3番目ですが、町の産業管理医や学校医と医療機関の今後の方向性についてということで、平成27年度は職員健康診断が28年度については教職員結核・胃健診診断の委託が予算確定後に御代田中央記念病院の突然の辞退で混乱をさせられた

と、急遽それぞれについて佐久市の浅間総合病院や上田の中央臨床検査所に依頼したとのことでしたと。本来ならば、同じ町内の病院でやっていただくのが自然かと思うのですが、辞退の理由は把握されているのか、そして今後どのように進めていくのかという点と、あともう1つ、学校医につきましても、御代田中学校の内科学校医が御代田中央記念病院からみよたファミリークリニックに変わったというようなことで、一連の事態と関連しているのかどうか、また、御代田中央記念病院はこのほかに南小や町内小中学校の眼科検診もまだお願いしているわけで、今後どのような方針を持たれているのか、この3点についてお伺いします。

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それではまず1番目の平成27年度職員健康診断委託料決算の内訳ということでお答えをさせていただきます。

職員の健康診断は当然ながら、労働安全衛生法等に基づきまして実施しなければならないものでございます。そのような中で、平成27年度の健康診断委託料、決算の内訳についてですが、長野県健康づくり事業団へ委託した肺がん検診、喀痰検査、胃検診、子宮がん検診、骨検診、乳がん検診については、予算額85万2,000円でございます。対象者は延べ343名に対して決算額80万2,000円でございます。延べで受診者338人となりまして、予算額に対して5万円の減額で、人数でいいますと5名の減となっております。

また、御代田中央記念病院に委託しました血液検査、前立腺がん検査、肝炎検査、大腸がん検査については予算額46万8,000円に、対象者は延べ290名に対しまして、決算額では39万4,000円、延べの受診者で272人で予算額に対しまして7万4,000円の減、人数でいいますと18名の減となっております。

なお、当初予算に計上しました御代田中央記念病院へ委託予定でありました定期健康診断検査料については、契約に至らなかったためにお話のとおり一般会計補正予算第3号で77万8,000円の予算計上をさせていただきます。佐久市立国保浅間病院へ委託しました。こちらにつきましても、予算額77万8,000円に対しまして、決算額53万1,000円で、予算額に対して24万7,000円の減となっております。

全体では予算額209万8,000円に対しまして、決算額で172万7,000

円。予算に対しまして37万円の減となっております。ちなみにこの平成27年度の対象者は一応正規職員が126名、臨時職員が161名ということでございました。

次に平成26年度と比べてということによろしいでしょうか。

この改善につきましては、なかなか難しいご質問でございますが、変更した点が定期健康診断でございます。

先ほども述べましたように、当初は御代田中央記念病院へ委託予定でございましたけれども、どういう理由だと言われますと、これは病院側の都合ということで、委託契約に至らなかったということでございます。

そこで、新たに実施していただければいい医師を探すべく、小諸北佐久医師会へも最初に相談をいたしましたけれども、しかしながら、残念ながらちょっと紹介をいただけなかったということで、この小諸北佐久医師会以外の病院の医師にお願いすることとなりました。そのような中で、最終的に佐久市立国保浅間総合病院に委託することとなりました。

当初予算の中で、これは今まで全然浅間病院さんとはおつき合いがございません。そういう中であくまでも予算要求するための一般論としての聞き取り調査でお願いしましたものですから、その金額の中でこの補正予算の金額は積算をさせていただいております。かなり削減、年度途中の中で変更になったためにより混乱を生じて、その結果いろいろな部分にこの数字の部分が変わっているのかなとは思っております。

この定期健康診断の中では血液検査とか身長、体重、尿検査等の検査結果を医師に見ていただきまして、聴診、打診と合わせて、医師からの指導や健康相談を行っていただいております。

これまで150人ほどの受診者に対しまして、2日間でこれらの診断を行っていただいております。これは従前です。今回は浅間病院の担当医師から1人大体10分から15分はかかると言われまして、1日30人から35人を目安に5日間という予定をさせていただいて、計上させていただいております。そのようなことの中から、職員の中からは、改善と言われるかどうかわかりませんが、丁寧に見てもらえて大変よかったという感想をいただいております。

最後に町の産業医の関係でございますが、これについて総務部門の産業医につい

ては本年度業務契約を締結したいと思っております。まことに申し訳ないのですが、現段階では契約には至っておりませんが、五味議員言われたように今回町内の個人医で2名の方がその産業医の資格を持っているということを伺っておりますので、交渉してまいりたいと思っております。

産業医については職員の健康管理を行うために必要な医学に対する知識を有した方に職員の健康診断結果の必要に応じた指導や、厚生労働省で定めます月100時間以上の超過勤務により、疲労が認められる職員の面接及び指導、そして心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックに基づく面接指導、職場環境の維持管理と改善のための月1回の職場巡視、そして職員に対する衛生教育など、職員の健康管理を行う上で専門的立場から指導、助言をいただく重要な業務であると認識しておりますので、早々に町内のお医者さんと交渉して産業医をお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員に申し上げます。制限時間が近づいておりますのでまとめてください。

○3番（五味高明君） すみません。時間切れになってしまいまして、最後のところが質問できない部分が出てしまいましたけれども、一番投げかけるだけになるかもしれません、時間がないので。

先ほど辞退の理由というのはわからないということで、病院の意向ということでしたけれども、辞退の理由がわからなければ今後これをどうしていくかという対応策も出ないのかなと、こう思っております。先ほど言いましたように、ちょっと答弁をいただいておりますけれども、まだ御代田中央記念病院という形では南小とか眼科を診ていただいているわけで、病院の都合ですと言われてしまうとなかなかきついものがあるかなと思って、今まで町の答弁が御代田中央記念病院から辞退の申し出というのは、どうも御代田中央記念病院の特定の医師からの辞退の申し込みではないかというふうにちょっと感じているところでございます。

すみません。時間がなくなりまして尻切れトンぼで申し訳ありませんけれども、以上で終わります。

○議長（古越 弘君） 以上で通告6番、五味高明議員の通告のすべてを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問のすべてを終了します。

お諮りします。本日で一般通告質問のすべてを終了しました。よって、明日は休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、明日は休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時34分